

第4次いなべ市地域福祉計画及びいなべ市地域福祉活動計画



『じぶんごと』

『みんなごと』



変化する社会の中でも、
安心していきいきと暮らせるまち いなべ



第4次いなべ市地域福祉計画 及びいなべ市地域福祉活動計画

令和4年3月

いなべ市・いなべ市社会福祉協議会

目 次

第1章 第4次計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と背景	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 近年の社会情勢の確認	2
(3) 社会福祉の動向	3
(4) 「持続可能な開発目標」(SDGs)	6
2. 地域福祉について	7
(1) 地域福祉とは	7
(2) 自助・互助・共助・公助で進める地域福祉	8
3. 計画の性格と策定体制	9
(1) 計画の位置づけと法的根拠	9
(2) 計画の推進期間	10
(3) 計画の策定体制	11
第2章 いなべ市の現状	12
1. 統計データからみる現状	12
(1) 人口・高齢化率の状況	12
(2) 地区別の状況	14
(3) 世帯の状況	15
(4) 支援が必要な人の状況	16
(5) 地域の安全に関する状況	17
2. アンケート調査結果からみる状況	18
(1) 一般市民アンケート調査の実施状況	18
(2) 一般市民アンケート調査の結果概要	18
(3) 活動主体者アンケート調査の実施状況	22
(4) 活動主体者アンケート調査の結果概要	23
(5) 活動主体者ワークショップの実施状況	27
(6) 活動主体者ワークショップの結果概要	28
3. 第3次計画の評価	33
第3章 基本理念と基本目標	35
1. 計画の基本理念	35
2. 計画の基本目標	36
(1) 地域福祉を担うひとづくり	36
(2) ふれあい、支え合いの地域・ネットワークづくり	36
(3) 安心して生活できる環境づくり	36
(4) 誰ひとり取り残さないまちづくり	37
3. 第4次計画における重点ポイント	38

(1) 重層的支援体制の整備	38
(2) 変化の激しい社会潮流に対応した計画の推進	39
4. 施策体系	40
第4章 施策の展開	41
1. 地域福祉を担うひとづくり	41
(1) 地域を支える担い手の発掘・育成	41
(2) 人権・福祉教育の推進	43
(3) 地域を伝える情報提供体制の整備	45
2. ふれあい、支え合いの地域・ネットワークづくり	47
(1) 支え合いのまちづくり	47
(2) 地域交流の促進	49
(3) 多様な活動団体同士の交流・連携の促進	51
(4) 総合的な相談支援体制の整備	53
(5) 防犯・防災体制の構築	57
3. 安心して生活できる環境づくり	59
(1) 健康づくりの推進	59
(2) 日常生活への支援	61
(3) 福祉サービスの充実	63
4. 誰ひとり取り残さないまちづくり	67
(1) 権利擁護の推進	67
(2) 生活困窮者支援の充実	70
(3) 成年後見に係る取り組みの推進（いなべ市成年後見制度利用促進計画）	73
(4) 再犯防止に係る取り組みの推進（いなべ市再犯防止推進計画）	76
◎本計画の数値目標	78
第5章 計画の推進	79
1. 多様な主体の協働による計画の推進	79
2. 行政と社会福祉協議会の連携強化	79
3. 計画の進捗状況の把握と評価	79
4. 持続可能な開発目標（SDGs）の視点	80
資料編	81
1. 策定経過	81
2. 第4次いなべ市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿	82

第 1 章 第 4 次計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

(1) 計画策定の趣旨

いなべ市（以下、「本市」といいます）においては、国や県の動向も踏まえ、社会情勢の変化による新たな地域課題に取り組むために、平成 28 年度に「第 3 次いなべ市地域福祉計画及びいなべ市地域福祉活動計画（以下、「第 3 次計画」といいます）」を策定し、平成 29～令和 3 年度において、多くの市民や団体が主体的に福祉活動に取り組み、ともに助け合い支え合える、福祉のまちづくりを推進してきました。

しかしながら、子育て家庭の核家族化や超高齢化が急速に進行しており、高齢者や生活困窮者など、制度の狭間で苦しむ人や複合的な問題を抱える人の増加が懸念され、新たな社会問題への対応が求められる中で、改めて総合的な福祉施策を検討する必要性が生じてきました。

そこで、令和 3 年度を目標年度とする「第 3 次計画」が期間満了となるとともに、社会保障制度全体も大きな転機を迎えていることなどから、「第 3 次計画」の見直しと実状把握をもとに、地域特性を踏まえた地域福祉の推進を総合的かつ計画的に進めていくための基本指針として、この「第 4 次いなべ市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下、「本計画」といいます）」を策定しました。

(2) 近年の社会情勢の確認

令和2年1月末より流行が始まった新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用情勢やライフスタイルが大きく変化しています。福祉の視点からみると、心身の悪化や地域活動の制限などといった問題が発生しているほか、女性をはじめとする自殺者数の増加も確認されており、様々な要因から追い詰められている人が増加していること等が大きな課題として認識されています。

一方で、コロナ禍において人と人とのつながりの大切さを再認識し、家族を大切にしたいという意識も強まっています。また、オンライン環境が急速に普及するなかで、リモートでのつながりが盛んになるなど、コミュニティの新しい形も見えはじめています。コロナ禍によって顕在化した課題と、課題に対応するための新たな流れを踏まえたうえで、ウィズコロナの中でも持続可能な共生の地域づくりを進めていくことが重要です。

▼我が国の直面している課題と今後選択すべき未来



資料：内閣府「選択する未来 2.0 中間報告」（令和2年7月1日公表）を参考に作成

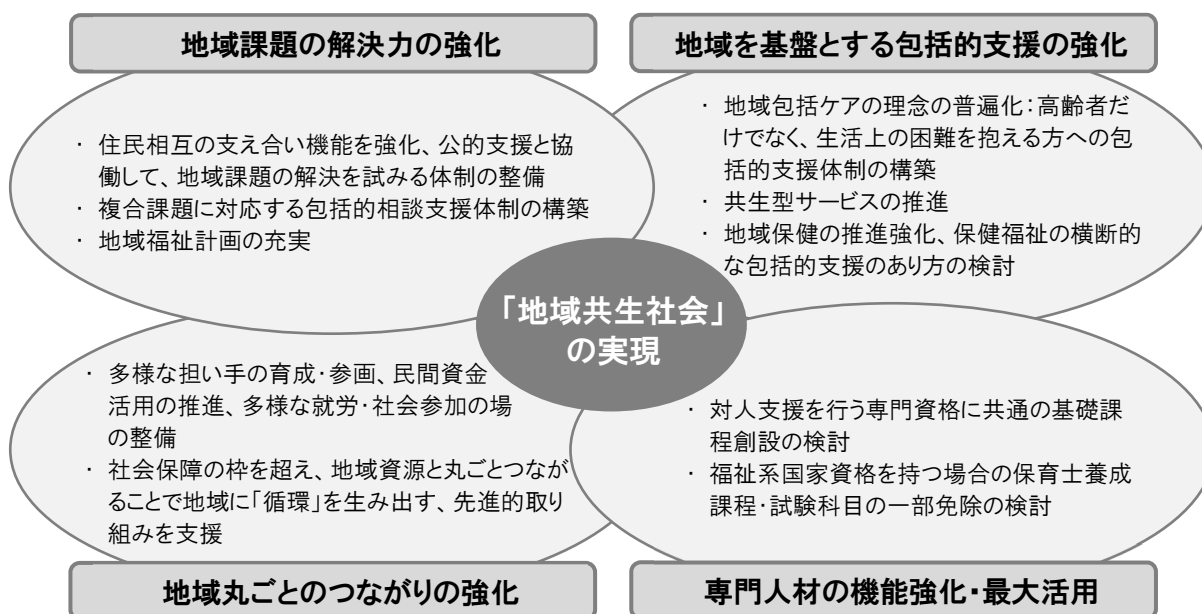
(3) 社会福祉の動向

① 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、多様な社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

今後の福祉のあり方として、困りごとを既存の制度に当てはめていくだけではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。複合的な課題を抱えている人や世帯は、社会的に孤立している場合も多いため、本人と周囲との社会的なつながりを広げていくことも大切です。行政や専門職では行き届かないところで行われる、市民同士の見守りや助け合いといった活動は、場合によっては専門職による伴走型の支援と同等か、それ以上の力を発揮することもあり、これからの地域福祉には必要不可欠となっています。

▼国が目指す「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格



資料：平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を参考に作成

②「重層的支援体制整備事業」の創設について

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終とりまとめを踏まえ、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に公布され、重層的支援体制整備事業の創設等を新たに規定した改正社会福祉法が令和3年4月に施行されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。相談支援及び地域づくりに向けた支援については、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉、生活困窮等、制度ごとに分かれている事業を一体的に実施していくこととされています。

▼重層的支援体制整備事業における各事業の概要

◎重層的支援体制整備事業における各事業の内容については、以下のように社会福祉法第106条の4第2項に規定されています。	
◎3つの支援を第1～3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降を規定しており、それぞれの事業を個別に行うのではなく、一体的に展開することが重要とされています。	
◆3つの支援	
包括的相談支援事業 ・社会福祉法第106条の4第2項第1号	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 ・社会福祉法第106条の4第2項第2号	・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 ・社会福祉法第106条の4第2項第3号	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
◆3つの支援を支えるための事業	
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・社会福祉法第106条の4第2項第4号	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 ・社会福祉法第106条の4第2項第5号	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る

参照：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

③地域福祉計画の充実について

地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成 29 年 5 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画の策定を市町村の努力義務とし、計画に盛り込むべき事項が追加されました。また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和 2 年 6 月に公布され、重層的支援体制整備事業の創設等を新たに規定した改正社会福祉法が令和 3 年 4 月に施行されました。

改正社会福祉法の概要

地域福祉推進の理念を規定【法第 4 条 3 項関係】

支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が主体的に把握し、支援関係機関と連携して解決を図ることを目指す旨が明記されました。

市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【法第 106 条の 3 第 1 項関係】

地域福祉の推進のために地域住民等や支援関係機関が相互協力を円滑に行い、地域生活課題の解決に向け、包括的な支援体制づくりに努めることとされました。

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

重層的支援体制整備事業を規定【法第 106 条の 4 関係】

地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、複雑・複合的な課題や狭間のニーズへの対応が困難になっている現状に対して、重層的支援体制整備事業が創設されました。市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施することが必須とされています。

地域福祉計画の充実【法第 107 条関係】

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、「上位計画」として位置づけられました。

(4)「持続可能な開発目標」(SDGs)

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。「持続可能な開発目標(SDGs)」は、令和 12 年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。



国では、平成 28 年に「SDGs 推進本部」を設置し、平成 29 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」において「SDGs の推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取り組みを推進していくことが重要」としています。

本市においても、森林放棄地を活用したグリーンインフラ商業施設「にぎわいの森」を拠点としたまちづくりを官民連携で実施するなど、地域資源を活用し、環境・経済・社会それぞれの面において相乗効果を発揮する仕組みづくりを進めていますが、これらの取り組みが評価され、2020 年度 SDGs 未来都市に選定されました。自治会の機能強化や地域での活躍の場の提供など、福祉分野にも好循環をもたらす可能性が期待されていることから、地域福祉の視点からも、SDGs の理念を踏まえつつ、未来都市の実現に寄与していくことが重要です。

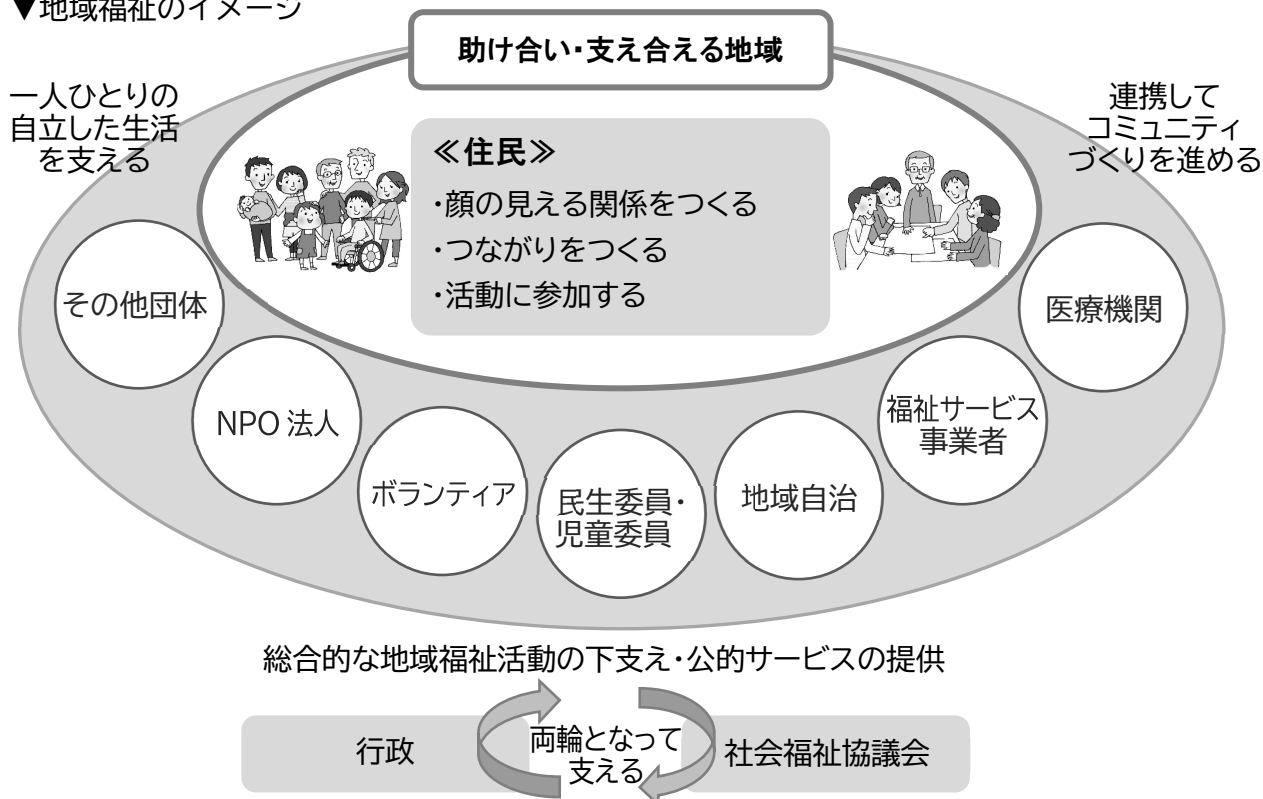
2. 地域福祉について

(1) 地域福祉とは

- 「福祉」は、“しあわせ”という意味を持つ「福」と“さいわい”という意味を持つ「祉」が合わさった“幸せ”を意味する言葉です。
- 「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助することだけでなく、すべての人に等しくもたらされるべき“幸せ”のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを言います。
- 一方、近年の社会情勢を見ると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、全国的な人口減少は進み、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。そうした要因から福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。こうした一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、助け合い・支え合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活の実現に向けて“地域”全体で推進していくこと」が『地域福祉』となります。

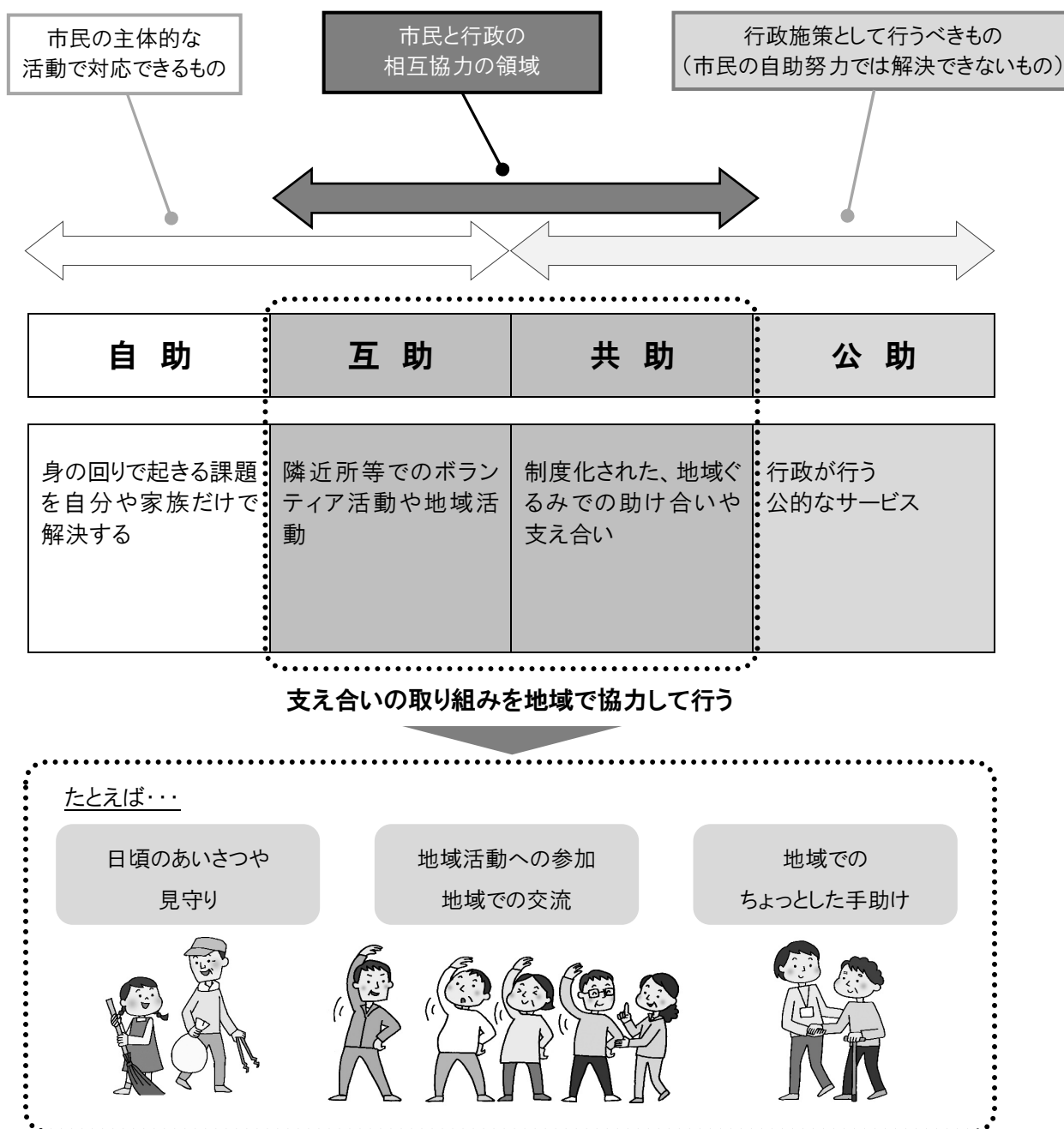
▼地域福祉のイメージ



(2) 自助・互助・共助・公助で進める地域福祉

- 地域福祉を推進するためには、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の視点が重要となります。
- 今後の社会潮流や団塊の世代が一挙に後期高齢者となることで、要介護認定者数や認知症高齢者数の増加が見込まれており、誰もが住み慣れた地域で暮らしていくために行政施策だけでなく、市民の協力・助け合い活動が必要となります。

▼「自助」「互助・共助」「公助」



3. 計画の性格と策定体制

(1) 計画の位置づけと法的根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。また、長期的なまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針である「第 2 次いなべ市総合計画」を上位計画とするとともに、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、各個別計画との調和をとった福祉分野の上位計画として位置付けられます。

市が策定する「地域福祉計画」と、地域住民・福祉活動団体・ボランティア団体等の福祉活動を推進するため社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とは、課題や目指す姿を共有しながら、密接に連携し相互に補完する必要があることから、両計画を一体的に策定することにより、市と社会福祉協議会や地域住民等の役割・活動分野を整理し、効果的に地域福祉の推進を図ります。

さらに、本計画には、多様化、複雑化・複合化する生活課題の解決に向けて、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者の把握と自立支援方策について盛り込むとともに、成年後見制度の利用促進に関する法律に規定する「成年後見制度利用促進計画」、並びに再犯の防止等の推進に関する法律の規定に基づく「再犯防止推進計画」を包含するものとし、本市における福祉施策の総合的な計画として策定します。

▼社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条

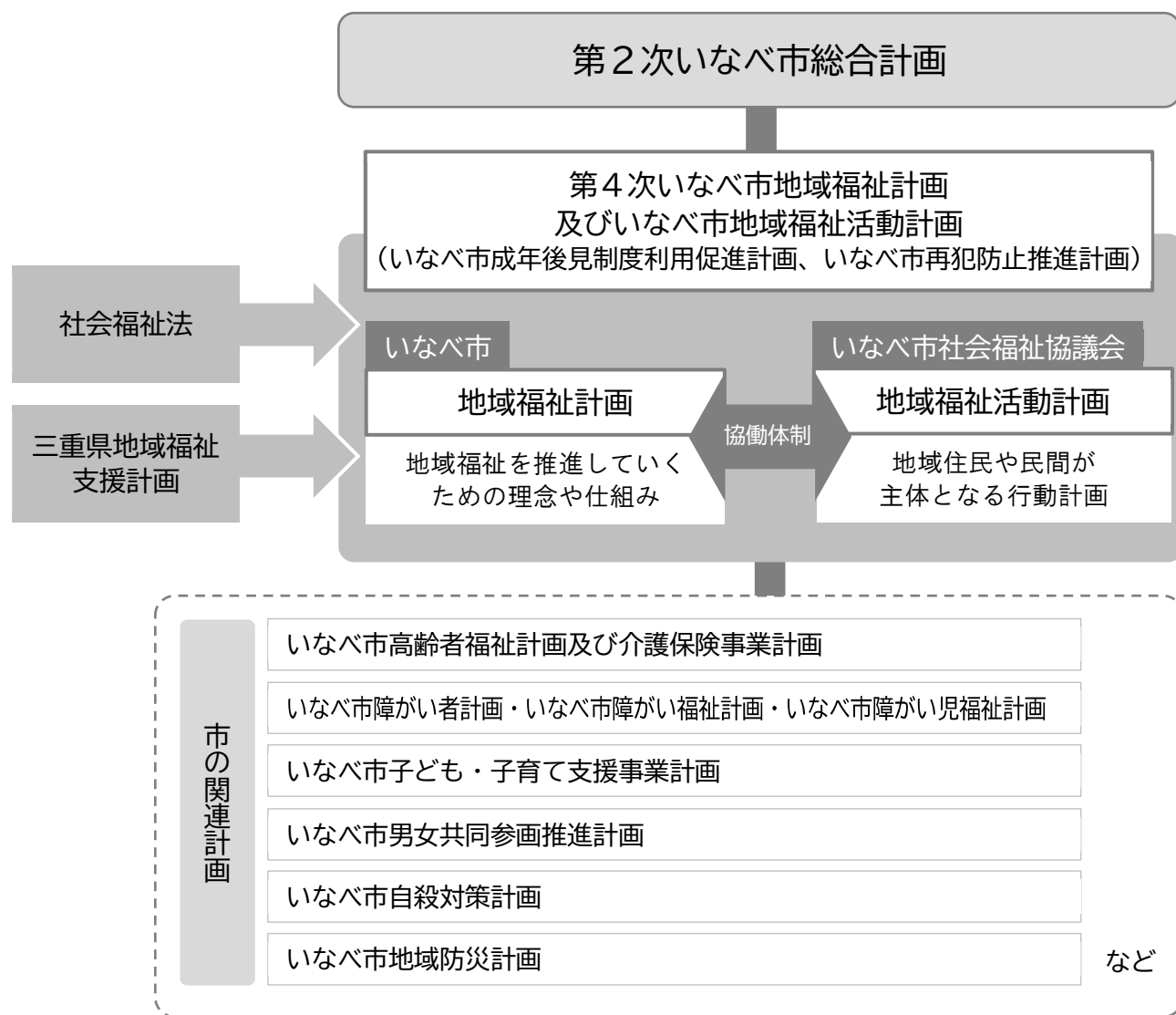
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

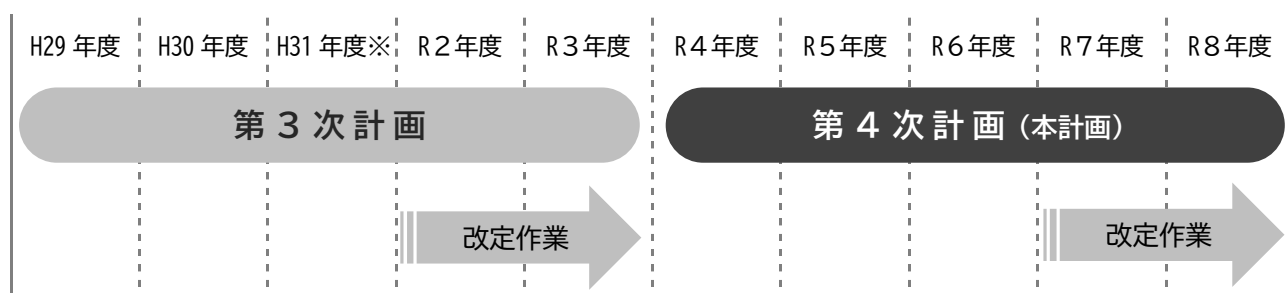
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

▼地域福祉計画の位置づけ



(2) 計画の推進期間

本計画は、令和4年度から8年度までの5か年を計画期間とします。なお、社会状況の変化など必要に応じて、適宜見直しを行うものとします。



※本計画では、平成から令和への改元に関する年度の表記について、「平成31年度(図表等一部「H31年度」)」に統一します(以下、同様)。なお、資料等については出展元の表記に準ずるものとします。

(3) 計画の策定体制

本計画は、いなべ市地域福祉計画及びいなべ市地域福祉活動計画策定委員会が中心となり、計画の検討を行いました。また、本計画は、一般市民や活動主体者を対象としたアンケートやワークショップ、パブリックコメントの実施など、各種の市民参画の過程を経て策定しています。

▼市民などへの意見聴取の状況

市民意見の把握		
	市民アンケート	市内に在住する 20 歳以上の市民から 2,000 人を抽出し、市民の福祉に対する考え、地域活動への参加状況等の実態などを把握しました。
地域、ボランティア、福祉専門職の意見の把握		
	活動主体者アンケート	ボランティアをはじめとする地域で活動されている皆様方に、活動の状況や課題等をお聞きするとともに、意見、提言を抽出しました。
	活動主体者ワークショップ	日頃福祉活動を行っている市民から、いなべ市社会福祉協議会における地域福祉の取り組み案について、具体的に意見、提言を抽出し、今後の取り組み内容に反映しました。
	パブリックコメント	計画案についてのパブリックコメントを実施しました。計画案の閲覧場所は、いなべ市福祉部人権福祉課窓口及び市ホームページとし、意見の提出方法は郵送、持参、FAX 及びインターネットとしました。

第2章 いなべ市の現状

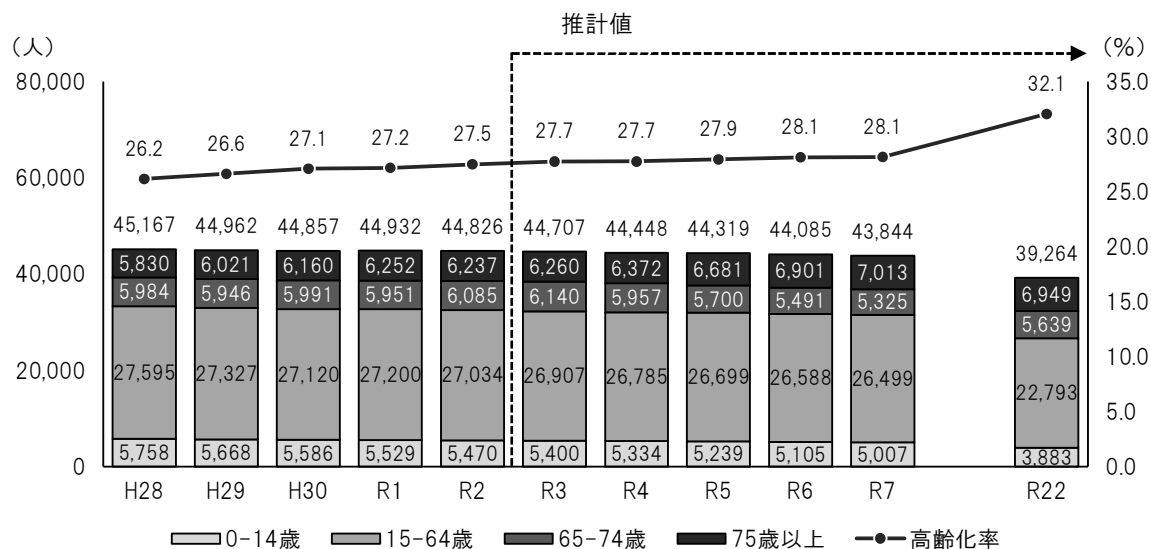
1. 統計データからみる現状

(1) 人口・高齢化率の状況

本市の総人口は減少傾向で推移しており、令和2年10月1日時点の総人口は44,826人、高齢化率は27.5%となっています。

今後も人口の減少と高齢化率の上昇が続くと予想され、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年時点で総人口は43,844人、高齢化率は28.1%となる見込みです。また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年時点で総人口は39,264人、高齢化率は32.1%となる見込みです。

▼年齢4区分別人口及び高齢化率の推移と推計



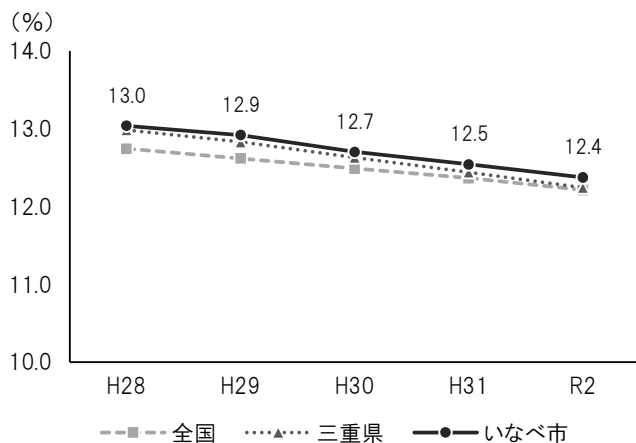
資料：三重県「みえ DataBox」（各年10月1日時点）

▼高齢者人口（65歳以上）一人あたりの生産年齢人口（15-64歳）比率の推移と推計

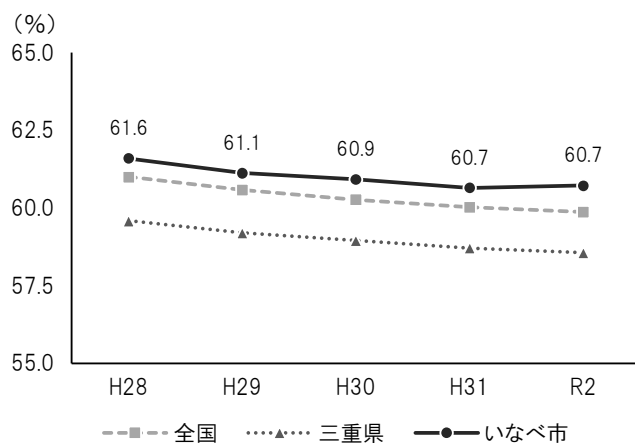
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R22
高齢者人口	12,322	12,400	12,329	12,381	12,392	12,338	12,588
生産年齢人口	27,034	26,907	26,785	26,699	26,588	26,499	22,793
比率	2.19	2.17	2.17	2.16	2.15	2.15	1.81

年齢3区分別の人口割合をみると、全国的な傾向と同様に、少子高齢化が進んでいることがわかります。生産年齢人口は微減傾向で推移してきましたが、平成 31 年度中に若干の人口増加があったため、生産年齢人口割合は横ばいとなっています。

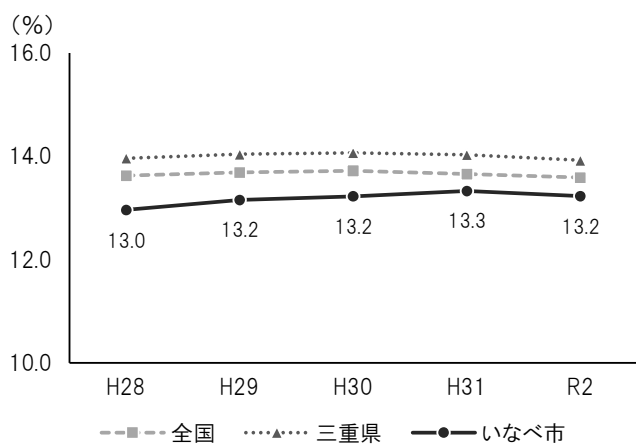
▼0-14 歳人口割合の推移（国・県比較）



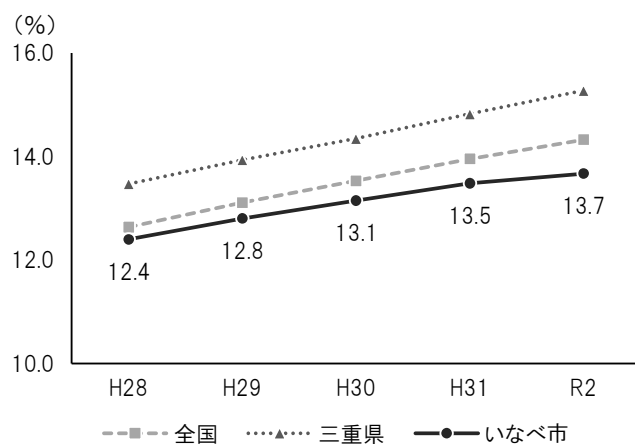
▼15-64 歳人口割合の推移（国・県比較）



▼65-74 歳人口割合の推移（国・県比較）



▼75 歳以上人口割合の推移（国・県比較）

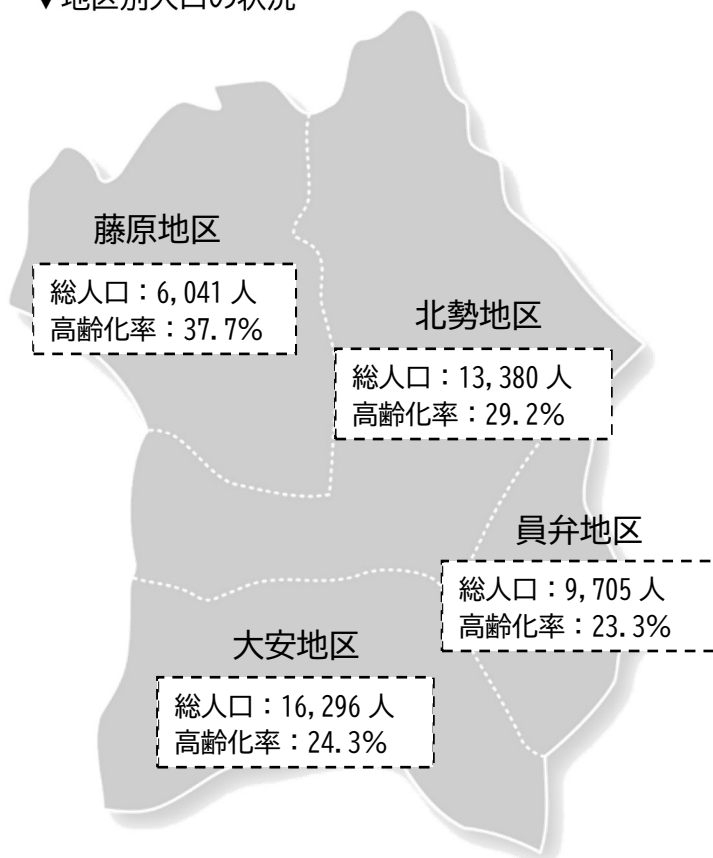


資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年 1 月 1 日時点）

(2) 地区別の状況

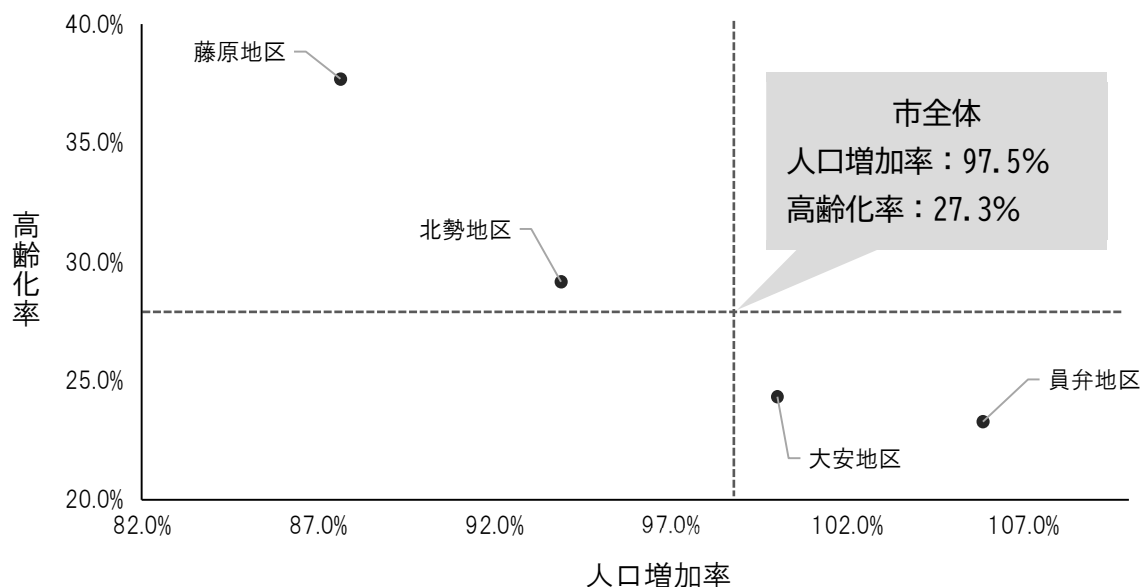
人口の状況を地区別でみると、人口増加率の高い員弁地区や大安地区で高齢化率が低く、人口増加率の低い北勢地区や藤原地区で高齢化率が高くなっています。

▼地区別人口の状況



資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

▼地区別の人口増加率と高齢化率の関係（H22～R2）



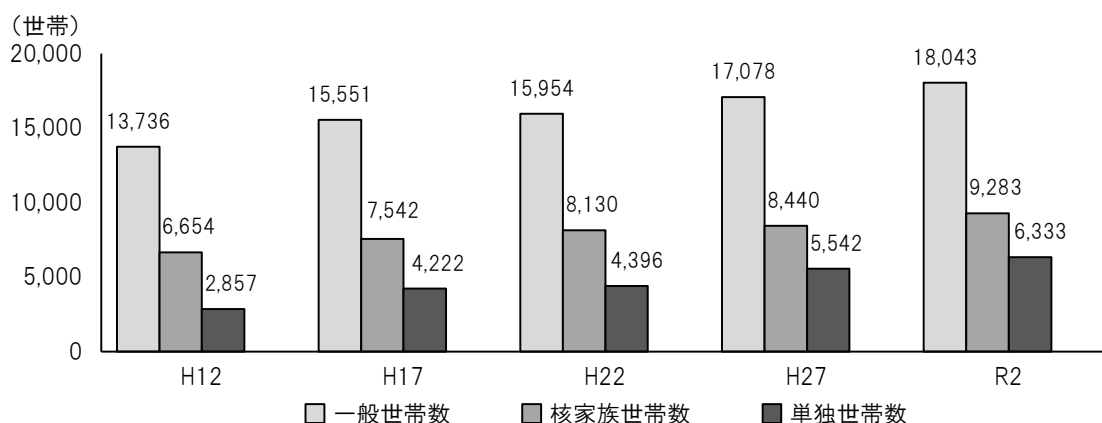
資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

(3) 世帯の状況

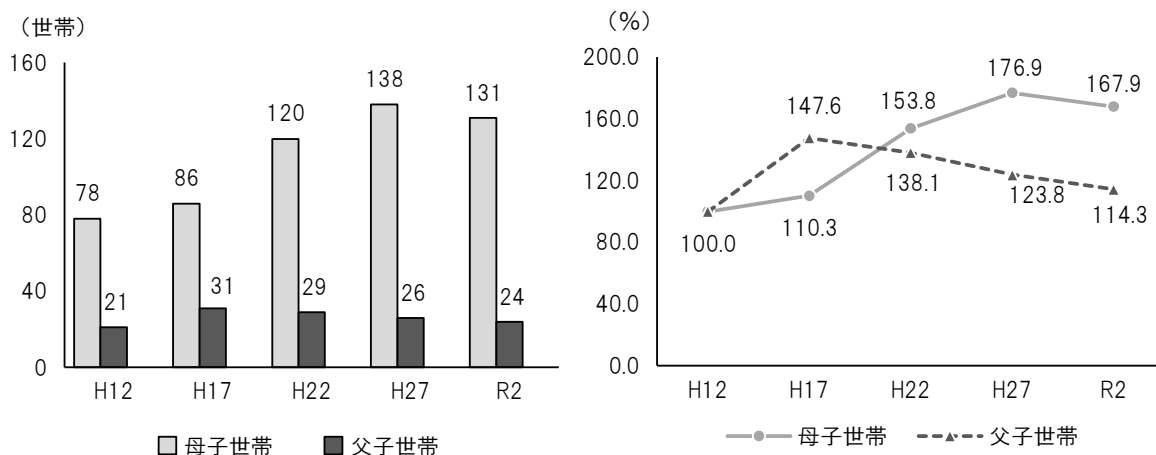
総人口がほぼ横ばいで推移してきている一方で、一般世帯や核家族世帯、単独世帯数が増加しており、世帯規模の縮小が進行していることが伺えます。

また、母子世帯や高齢夫婦・高齢単身世帯も概ね増加傾向にあるなかで、家族間での支え合い機能が低下することによる、複合的な課題の発生が懸念されます。

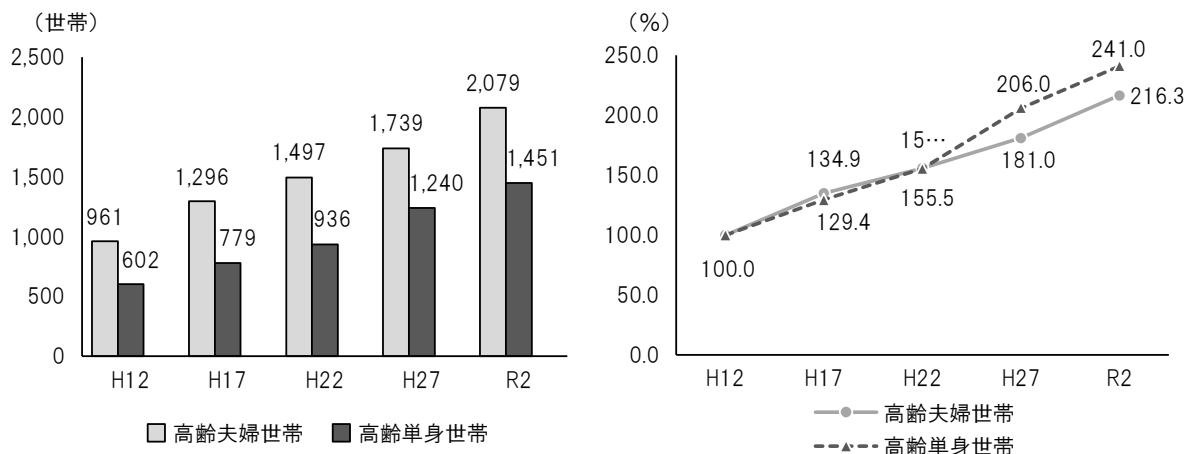
▼一般世帯数・核家族世帯数・単独世帯数の推移



▼母子・父子世帯数の推移と増減率



▼高齢夫婦・高齢単身世帯数の推移と増減率



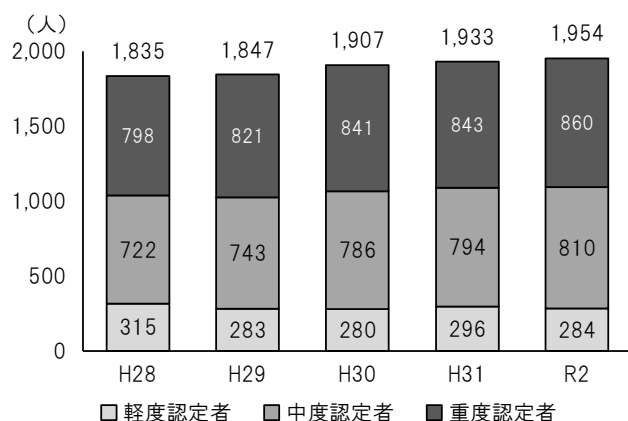
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）
※増減率は平成 12 年度を基準（100.0%）とした場合の値

(4) 支援が必要な人の状況

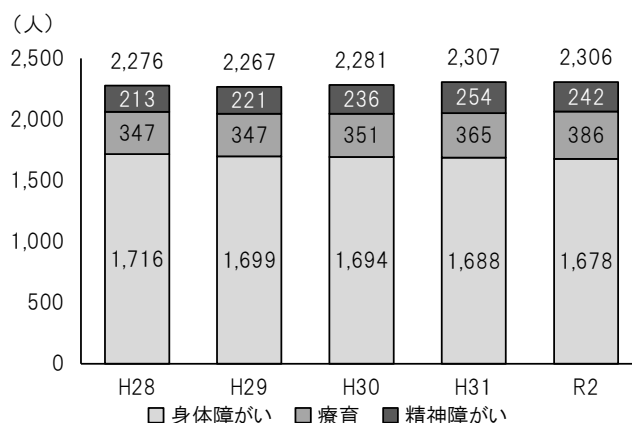
高齢化の進行に伴い要介護認定者数が増加しています。また、障がいのある人も増加傾向にあります。

また、生活困窮者自立支援法の施行された平成 27 年度より、生活保護被保護実世帯・生活保護被保護実人員は減少傾向に転じています。

▼要介護認定者数の推移



▼障がい者手帳所持者数

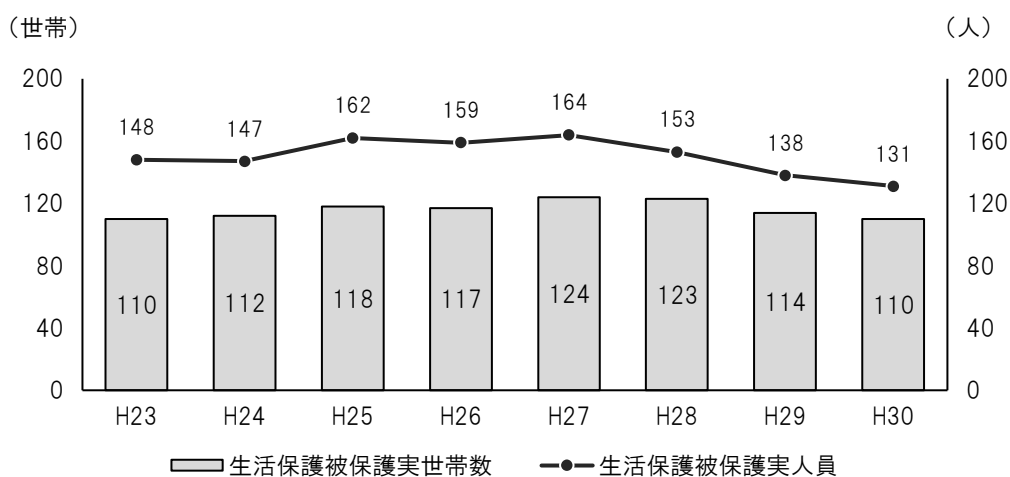


資料：左…介護保険事業状況報告（年報、平成 31 年は 4 月月報、令和 2 年は 9 月月報）

右…福祉部社会福祉課調べ（各年 4 月 1 日時点）

※要支援 1・2 を軽度認定者、要介護 1・2 を中度認定者、要介護 3 以上を重度認定者としている

▼生活保護被保護実世帯・生活保護被保護実人員の推移



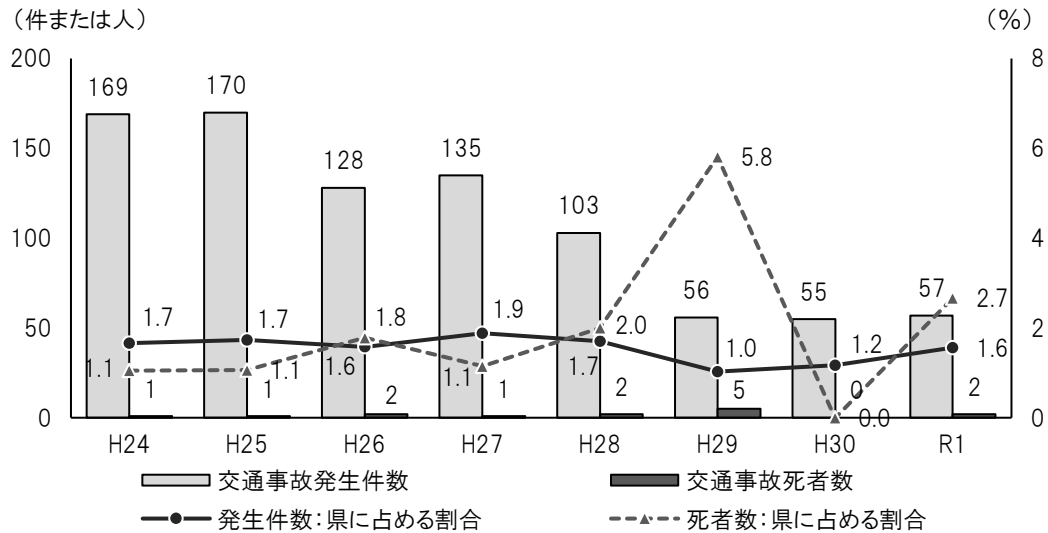
資料：三重県勢要覧（各年度平均）

(5) 地域の安全に関する状況

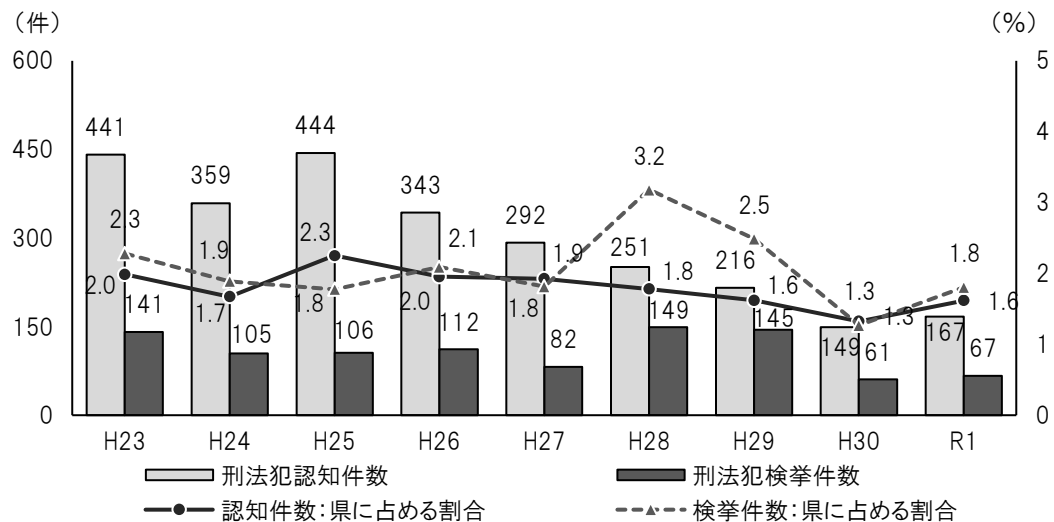
交通事故発生件数は減少傾向で推移していますが、死者数は増減を繰り返している状況です。

刑法犯については、認知件数は減少傾向で推移していますが、検挙件数は平成 27 年度までは減少傾向で推移していましたが、平成 28 年度に増加し、その後再び減少傾向となっています。

▼交通事故発生件数と交通事故死者数の推移



▼刑法犯認知件数と刑法犯検挙件数の推移



資料：三重県勢要覧

2. アンケート調査結果からみる状況

(1) 一般市民アンケート調査の実施状況

本調査は、20 歳以上の市民 2,000 人を対象に実施し、市民の福祉に対する考え、地域活動への参加状況等の実態を把握するとともに、意見・提言を抽出し、本計画策定の参考資料とするために実施しました。

○調査地域：いなべ市全域

○調査対象者：いなべ市在住の 20 歳以上の市民 2,000 人

○調査期間：令和 2 年 11 月 26 日～12 月 11 日

▼配布回収数

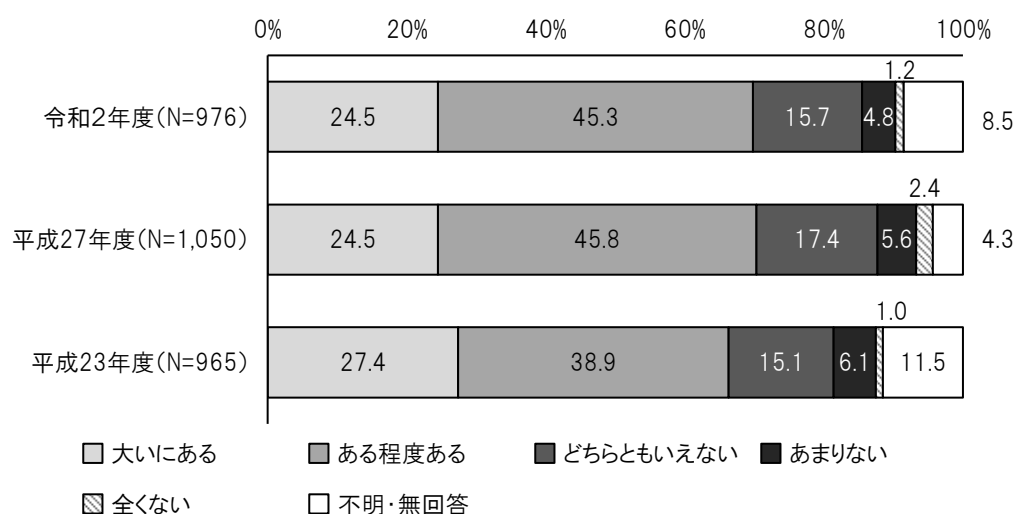
配布数	回収数	有効回収率
2,000	976	48.8%

(2) 一般市民アンケート調査の結果概要

①地域への愛着について（単数回答）

今住んでいる場所への愛着について、『ある』（「大いにある」と「ある程度ある」の合算）が 69.8%となっています。また、『ない』（「あまりない」と「全くない」の合算）が 6.0%となっています。

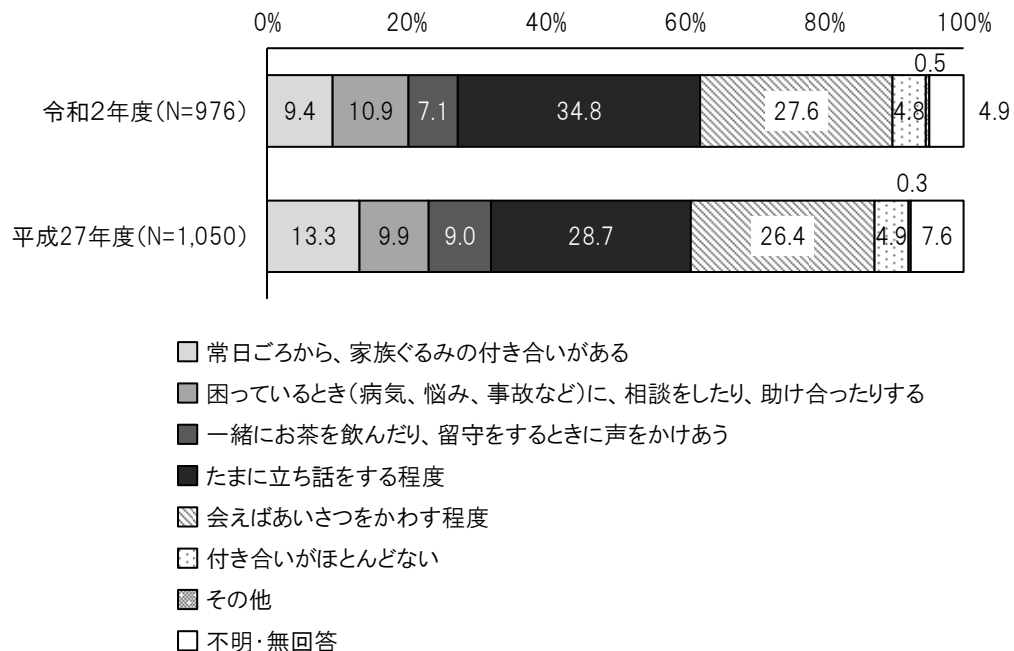
過去に実施した同様の調査と比較すると、平成 23 年度調査と比べて『ある』が高くなっていますが、平成 27 年度調査と比べると大きな変化はみられません。



②近所付き合いについて（単数回答）

近所付き合いについては、「たまに立ち話をする程度」が34.8%で最も高く、次いで「会えばあいさつをかわす程度」が27.6%となっています。

過去に実施した同様の調査と比較すると、「常日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある」が3.9ポイント低下している一方、「たまに立ち話をする程度」が6.1ポイント上昇しています。



▼クロス集計（居住地区別）

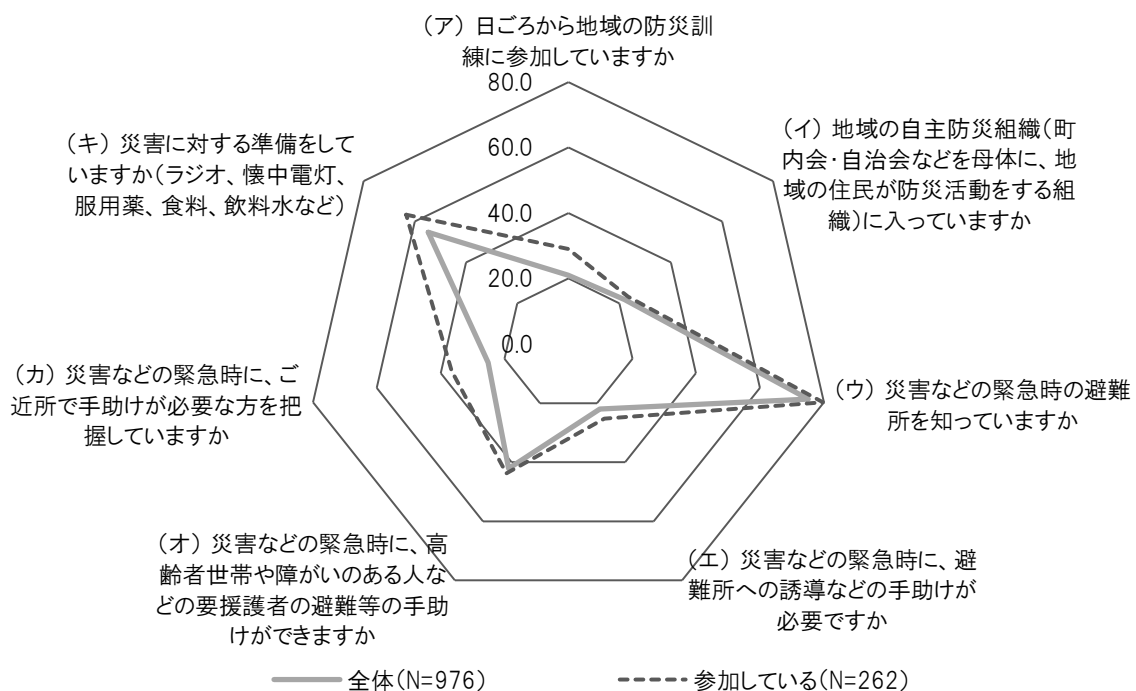
単位：％

	常日 きご ろか ら、 家 族 ぐ る み の 付 き 合 い が あ る	た み 、 困 っ て い る と き に （ 病 気 、 悩 み 、 事 故 な ど ） に 、 相 談 を し る	を 一 緒 に お 茶 を 飲 ん だ り 、 留 守 を す る と き に 声 を か け あ う	た ま に 立 ち 話 を す る 程 度	会 え ば あ い さ つ を か わ す 程 度	付 き 合 い が ほ と ん ど な い	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全体(N=976)	9.4	10.9	7.1	34.8	27.6	4.8	0.5	4.9
【居住地区別】								
藤原地区(N=149)	10.7	12.1	4.0	34.2	30.9	4.0	0.7	3.4
北勢地区(N=287)	10.8	10.5	8.0	34.5	27.2	4.9	0.3	3.8
大安地区(N=326)	7.4	10.4	8.6	36.2	25.8	5.2	0.6	5.8
員弁地区(N=202)	9.4	10.9	5.4	34.7	29.2	5.0	0.5	5.0

③防災に対する取り組みや災害などの対応について（単数回答）

防災に対する取り組みや災害などの対応については、全体では《(ウ) 災害などの緊急時の避難場所を知っていますか》や《(キ) 災害に対する準備をしていますか（ラジオ、懐中電灯、服用薬、食料、飲料水など）》において「はい」（知っている、している）と回答した割合が高くなっています。

福祉委員会などの地域活動に『参加している』と回答した方の場合、全体と比べて《(ア) 日ごろからの地域の防災訓練に参加していますか》や《(カ) 災害などの緊急時に、ご近所で手助けが必要な方を把握していますか》、《(キ) 災害に対する準備をしていますか（ラジオ、懐中電灯、服用薬、食料、飲料水など）》において「はい」と回答した割合が高くなっています。



※各項目で「はい」を選択した方の割合を掲載

※『参加している』は、アンケート調査において《福祉委員会》《元気クラブいなべ（元気づくりシステム）》《学援隊》のいずれかに「参加している、参加したことがある」と回答した方のみを抽出した結果を示している

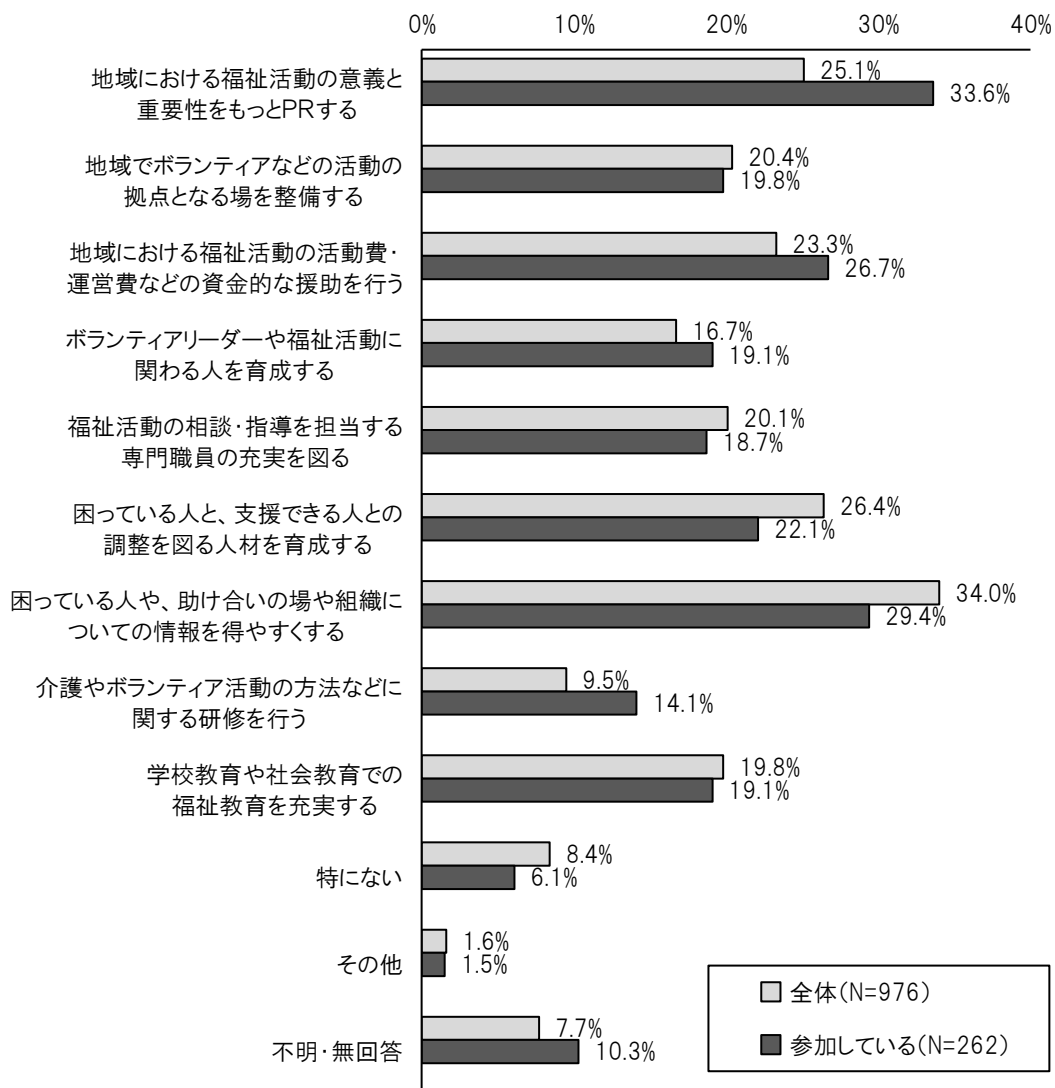
▼全体と『参加している』の回答割合

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)
①全体	21.0%	21.9%	75.1%	22.0%	42.2%	25.2%	54.8%
②参加している	29.0%	23.3%	79.8%	25.2%	43.8%	36.6%	63.4%
差 (②-①)	8.0%	1.4%	4.7%	3.2%	1.6%	11.4%	8.6%

④地域における助け合い、支え合い活動を活性化させるために必要なこと（複数回答）

地域における助け合い、支え合い活動を活性化させるために必要なことについては、全体では「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が 34.0%で最も高く、次いで「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」が 26.4%となっています。

福祉委員会などの地域活動に『参加している』と回答した方の場合、全体と比べて「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が 8.5 ポイント、「介護やボランティア活動の方法などに関する研修を行う」が 4.6 ポイント上昇しています。



※『参加している』は、アンケート調査において《福祉委員会》《元気クラブいなべ（元気づくりシステム）》《学援隊》のいずれかに「参加している、参加したことがある」と回答した方のみを抽出した結果を示している

(3) 活動主体者アンケート調査の実施状況

本調査は、ボランティアをはじめとする地域で活動されている人を対象に、活動の状況や課題等をお聞きするとともに、意見・提言を抽出し、本計画策定の参考資料とするために実施しました。

○調 査 地 域：いなべ市全域

○調査対象者：いなべ市在住の活動主体者 200 人

○調 査 期 間：令和2年12月2日～12月23日

▼配布回収数

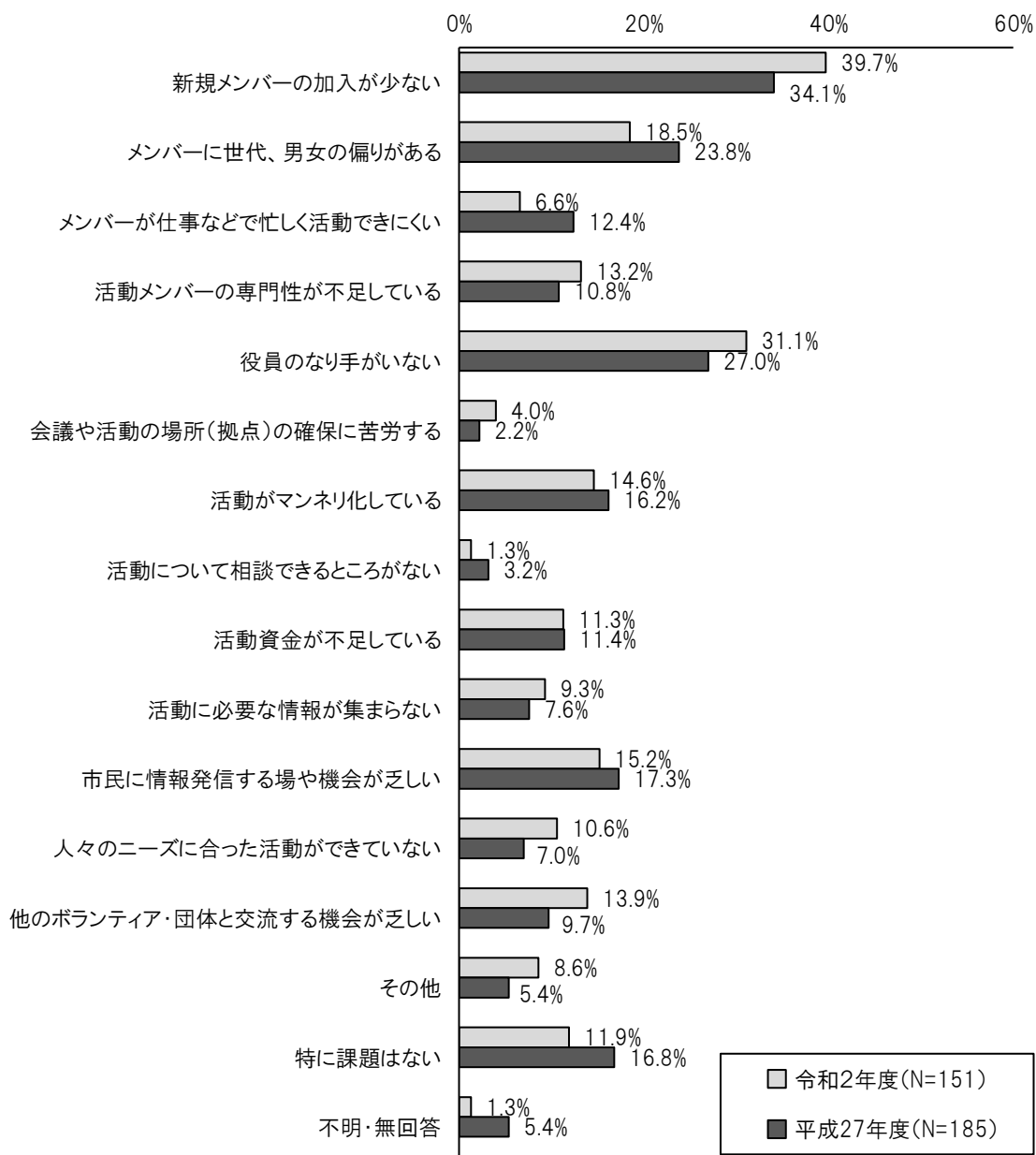
配布数	回収数	有効回収率
200	151	75.5%

(4) 活動主体者アンケート調査の結果概要

①現在の活動上の課題について（複数回答）

現在の活動上の課題について、「新規メンバーの加入が少ない」が39.7%と最も高く、次いで「役員のなり手がいない」が31.1%となっています。

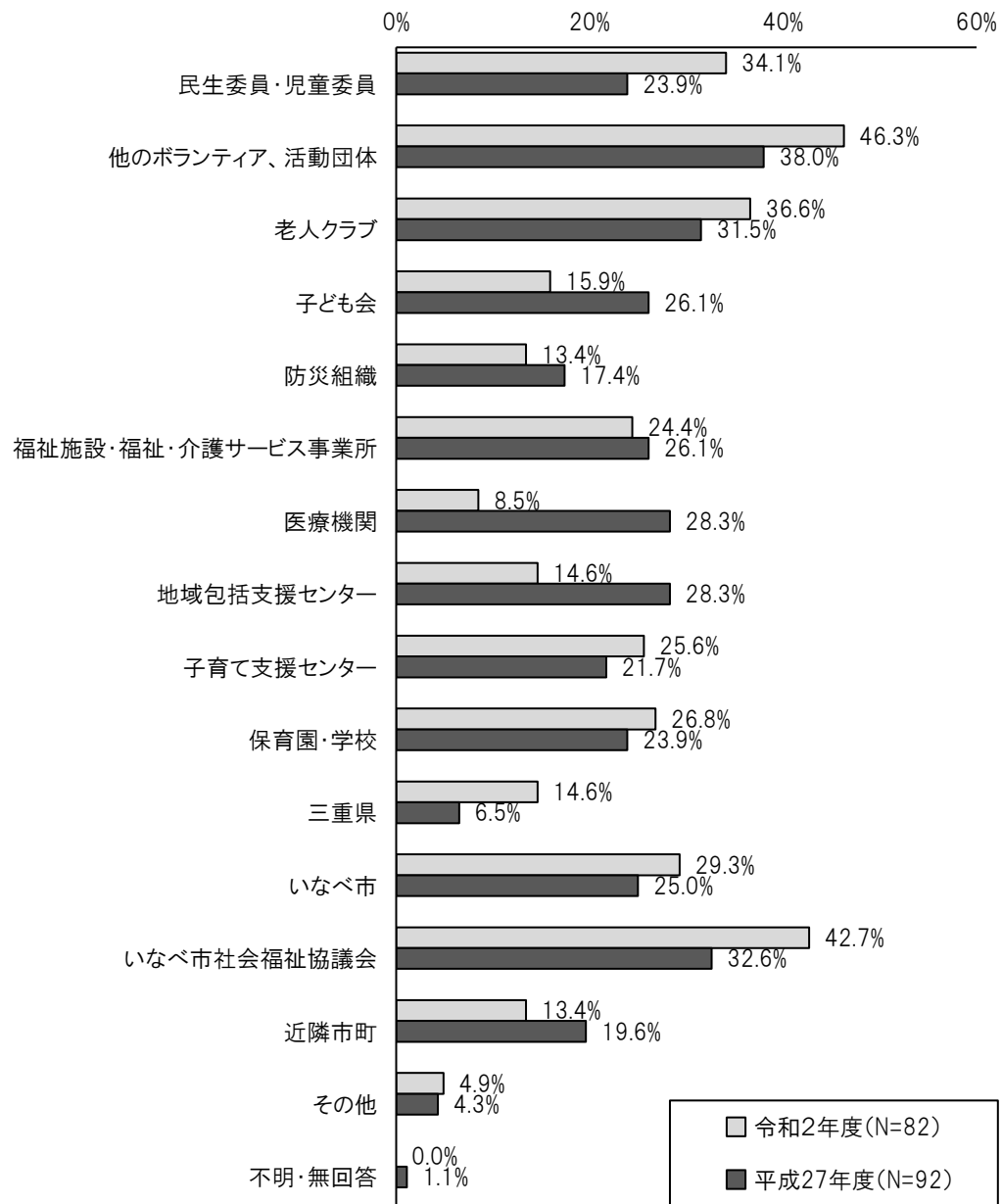
過去に実施した同様の調査と比較すると、「メンバーに世代、男女の偏りがある」が5.3ポイント、「メンバーが仕事などで忙しく活動できにくい」が5.8ポイント低下している一方、「新規メンバーの加入が少ない」が5.6ポイント上昇しています。



②これから連携していきたい組織・団体について（複数回答）

これから連携していきたい組織・団体について、「他のボランティア、活動団体」が 46.3%と最も高く、次いで「いなべ市社会福祉協議会」が 42.7%となっています。

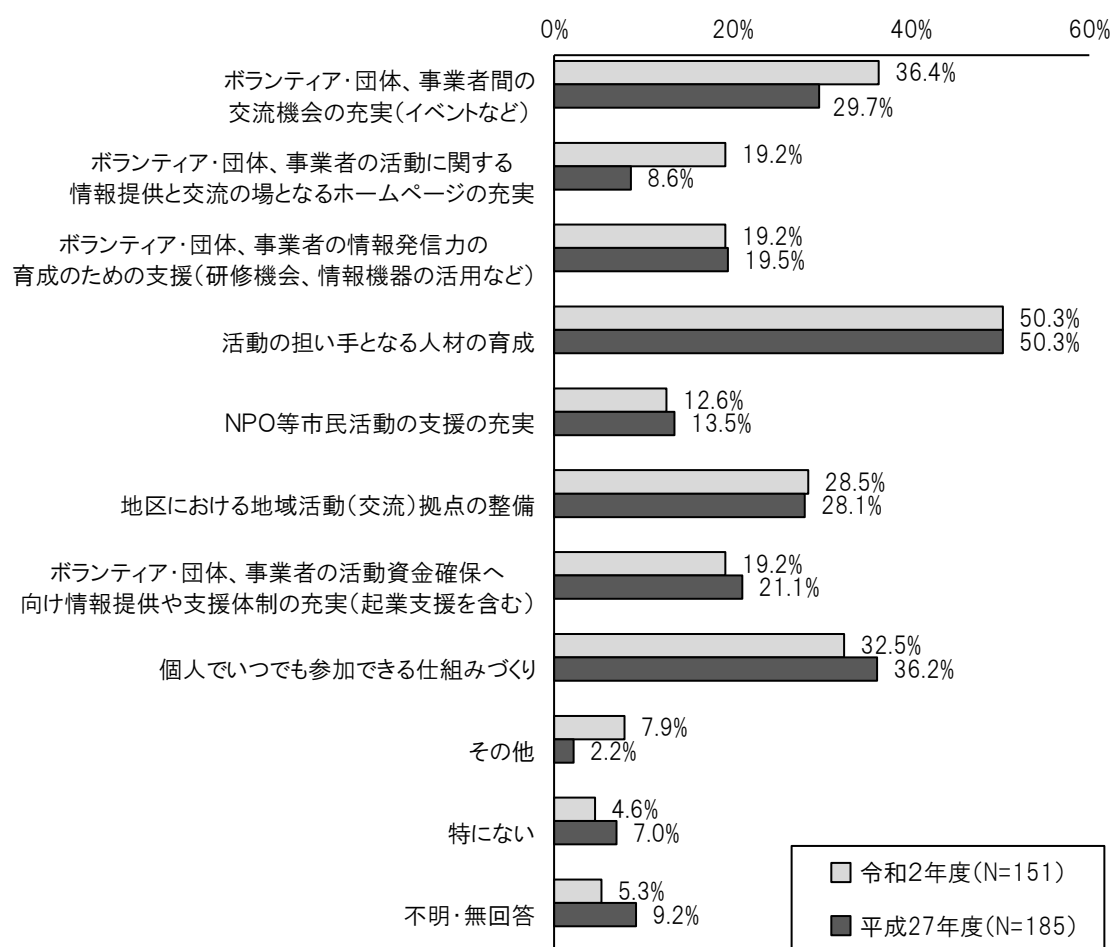
過去に実施した同様の調査と比較すると、「医療機関」が 19.8 ポイント、「地域包括支援センター」が 13.7 ポイント低下している一方、「民生委員・児童委員」が 10.2 ポイント、「いなべ市社会福祉協議会」が 10.1 ポイント上昇しています。



③今後、地域活動をさらに活性化させるために、行政が取り組むべき施策について（複数回答）

今後、地域活動をさらに活性化させるために、行政が取り組むべき施策について、「活動の担い手となる人材の育成」が50.3%と最も高く、次いで「ボランティア・団体、事業者間の交流機会の充実（イベントなど）」が36.4%となっています。

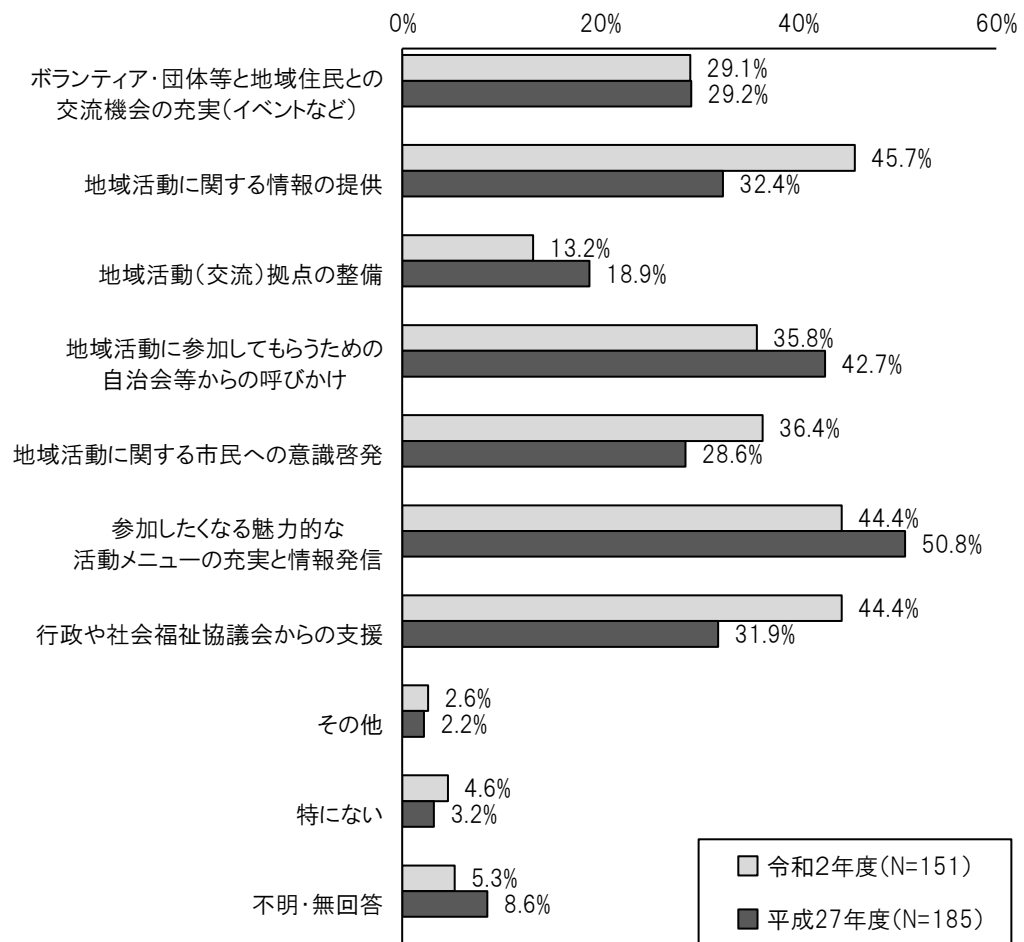
過去に実施した同様の調査と比較すると、「ボランティア・団体、事業者間の交流機会の充実（イベントなど）」が6.7ポイント、「ボランティア・団体、事業者の活動に関する情報提供と交流の場となるホームページの充実」が10.6ポイント上昇しています。



④地域住民の参加や地域住民の理解・協力を得るために必要なことについて（複数回答）

地域住民の参加や地域住民の理解・協力を得るために必要なことについて、「地域活動に関する情報の提供」が45.7%と最も高く、次いで「参加したくなる魅力的な活動メニューの充実と情報発信」「行政や社会福祉協議会からの支援」がそれぞれ44.4%となっています。

過去に実施した同様の調査と比較すると、「地域活動に関する情報の提供」が13.3ポイント、「行政や社会福祉協議会からの支援」が12.5ポイント上昇しています。



(5) 活動主体者ワークショップの実施状況

①活動主体者ワークショップの2つの目的

- ・ 目的1：いなべ市社会福祉協議会の「29 の取り組み」について意見を反映する
 - ▶ 形式だけの意見聴取とならないよう、参加者の意見の内容に応じて「29 の取り組み」の改善や変更を行い、より一層の地域福祉の推進を目指します。
- ・ 目的2：情報共有、つながりづくり
 - ▶ 同様に地域活動を行う参加者同士の意見交換を通じて、情報の共有や気付き、励み等を得て、今後の活動につなげます。特に「29 の取り組み」の検討プロセスに関わることで、取り組み内容の理解や関係者間の取り組みに対する共通認識の醸成及び取り組みの積極的な活用につなげます。

②ワークショップの実施概要

- ・ 日時：第1回：令和3年5月23日（日）、午前10時～11時30分
：第2回：令和3年6月13日（日）、午前10時～11時50分
：第3回：令和3年6月27日（日）、午前10時～11時30分
- ・ 場所：参加者は、オンライン（Zoom）による参加
：事務局は、グループごとにいなべ市社会福祉協議会の個室をそれぞれ利用
- ・ 参加者数：各回30人（オンライン環境が無い等により個別訪問で意見聴取した参加者を含む）

③手法

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策中（まん延防止等重点措置適用期間）の開催となったため、オンライン（Zoom）での開催としました。オンラインの環境がない参加者については、個別訪問して意見を聴取しました。
- ・ 毎回の開催前に事前資料を配布し、当日は5～6つのグループに分かれ、グループごとに指定された取り組みについて意見交換を行いました。各グループの進行役は、いなべ市社会福祉協議会の職員が担当しました。
- ・ 各回のワークショップ終了後に、全グループの意見のまとめを参加者全員に配布し、自身のグループ以外の取り組みに対しても、意見を提出できる形式としました。

(6) 活動主体者ワークショップの結果概要（社会福祉協議会 29 の取り組みについての主な意見）

①「ボランティアセンターの運営、ボランティア活動の支援の充実」について

- ・社会福祉協議会でボランティアの情報や相談ができることを発信。体験者の談話等も発信。
- ・相談できる内容や場所を常時掲載。自治会へ定期回覧、地区や駅、バス停の掲示板に掲載等。
- ・とにかく参加する一歩目のハードルを低くしていく（イベントのお手伝いから始める等）。
- ・学生に職場体験等の名称で情報発信すれば興味を持ってもらえるのではないかな。

②「共同募金活動を通じた寄付文化の醸成」について

- ・広く活動を理解してもらえるための PR を検討（はねっこや羽毛プロジェクト等）。
- ・自治会では慣例になっているので、ニーズの吸上げやマッチング方法を検討。
- ・募金の使途をもっと知ることができる仕組みや方法の検討。
- ・スマートフォンを使った募金方法の検討（電子マネーなど）。

③「年代に応じた福祉啓発事業の推進」について

- ・少人数（学校であれば 1 クラス 30 人程度）での実施。大人数だとどうしても他人事になる。
- ・認知症サポーター養成講座で渡されるオレンジリングのようなものがあればよい。
- ・20～50 歳代の世代には、子どもから大人に伝えてもらうように働きかけ、親も福祉を学ぶ機会とする。学校での福祉教育の配布資料を親にも見てもらう。

④「社協だよりや情報誌 Link、ボランティアセンターだよりを活用した情報発信の充実」について

- ・第 1.5 層協議体では地域の人への口コミや直接資料を持参する等手段も検討している。
- ・ターゲットを分けて広報したり、個別に必要とする人への情報発信を行ってみてはどうか。
- ・民生委員・児童委員の定例会や福祉委員会での声掛けをしてみてもどうか。
- ・「いなべ 10」を視聴している人が多いので、広報した内容を紹介できないか。
- ・重要なお知らせは、社協だより、情報誌 Link とともに掲載するようにしてほしい。

⑤「SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用した新たな情報発信」について

- ・利用者に合わせて、アナログとデジタルを使い分けて効果的に活用する。
- ・スマートフォンや SNS などの活用について勉強できる機会を設ける。
- ・Instagram の活用。また、コロナ禍での Facebook の健康体操の反応はよかったが、YouTube 等、誰でも見られる形式で発信してはどうか。

⑥「高齢者の見守りと安否確認の充実」について

- ・ふれあい弁当を楽しみにしている方の声は良く聞くので、是非とも継続してほしい。
- ・目的(配食サービスではなく、安否確認が目的)をもっと理解してもらう必要がある。
- ・事業名だけでも、弁当の名前を外した名前に変えるのも一つのやり方である。
- ・配達を近所の人や福祉委員会等に協力してもらい、身近な支援者づくりにつなげる。

⑦「福祉委員会の設立・運営支援」について

- ・福祉委員会の設置には自治会長の賛同が重要なので、自治会長への説明の機会をつくる。
- ・老人クラブの活動度合等によって福祉委員会の必要性が変わってくるため、その点を把握する。
- ・多くの人に福祉委員会へ関わってもらうことも必要。
- ・福祉委員会同士の交流会や情報交換会を今後も継続していくとよい。

⑧「見守り活動やサロン活動の継続支援」について

- ・地域の人への活動の周知。一部の人の集いの場ではなく開かれた場にしていく。
- ・他の地域との情報交換を通じて、賛同する人や互いに刺激し合える関係づくりを行う。
- ・活動の中心的存在は難しくても短時間の手伝い等、参加できる環境や機会をつくっていく。
- ・学校の課外授業や放課後活動でサロン活動者と生徒の交流の機会をつくる。

⑨「世代間交流の促進」について

- ・普段や委員会の中で若い世代が意見を言える環境をつくっていくことが必要。
- ・若い世代が何を求めているのかニーズを把握するとともに、若い世代は何を求めているのか発信する。そのためのきっかけや場をつくる。
- ・忙しい子育て世代が世代間交流で負担が増えることを懸念しない工夫が必要。

⑩「関連団体との情報共有による安否確認及び見守り活動の推進」について

- ・地区内の交流により、子どもと高齢者が名前を覚え合い、あいさつする関係になった。日頃から関わりがあることで声をかけやすい関係づくりや環境はつくっていく。
- ・活動について知らなかった。もっと若い世代の人にも興味を持ってもらうよう働きかける。
- ・参加や協力したい人もいるため、参加を促すような案内を出してもらえるといい。

⑪「ふれあいサロン等集いの場の開催支援、運営相談の実施」について

- ・開催されていることを知らなかった。若い人はサロンの存在を知らないので PR が必要。
- ・情報発信。社協だよりや SNS の活用、回覧板で案内、スーパーマーケット等にチラシを掲示する等。
- ・サロンは面白いという口コミが一番の周知になるのではないかな。
- ・社会福祉協議会や行政等が協力し、若い世代が参加するきっかけをつくる。平日よりも土日がよい。

⑫「若手新規会員の入会促進・外部共催等による老人クラブの充実」について

- ・情報発信をもっと頻繁にしてより多くの人に伝わるようにする。
- ・地域の中にいる「特技のある人」から昔の技術を教えてもらうのはどうか。
- ・福祉バスを利用した交流企画の実施（にぎわいの森やイオン大安店に行ってみる）
- ・老人クラブに入るメリットや必要性等について、社会福祉協議会や行政と協働でもっと広めていく。

⑬「住民同士が協議する場（各町単位）の推進」について

- ・第 1.5 層協議体という名称や目的を知らない人が多いので周知する。
- ・ボランティア活動者等、もっと多くの幅広い分野のメンバーに入ってもらえるとよい。
- ・協議体で移動手段についての仕組みをつくってほしい。
- ・協議体に実際に関わることが大切。それによって地域への思いや見え方も変わってくる。

⑭「障がい者等の総合的な相談窓口の充実」について

- ・ SNS での情報発信。チラシの作成（民児協定例会、自治会回覧、病院窓口等に設置）。
- ・ 障がいに関する勉強会を市民、行政、社会福祉協議会で実施してもらいたい。
- ・ 市内4事業所の特徴（良い部分）を周知 PR した方が良い。
- ・ ケーブルテレビで、障がい分野の施設や相談機関を紹介し、DVD 化して各自治会に配布するとともに、福祉委員会や自治会等、地域内の集いの場で説明をしながら上映する。

⑮「ふくし総合相談窓口の充実」について

- ・ 相談を受けるという受け身の状態でなく、地域に出向き、自治会へ周知し、予約を取る。
- ・ 市からの委託事業であることを明確にし、問い合わせ先が社会福祉協議会であることを明記する。
- ・ 誰に知ってもらうのかも大事。介護する側や支援する側にも情報が行き届くようにする。
- ・ 情報誌への年に1度の周知だけではなく、発行ごとに QR コードを貼り付けておく。

⑯「民生委員・児童委員とのパートナーシップ（協働）」について

- ・ 民生委員になって初めて色々なサービスを知る機会となった。
- ・ 民生委員と団体とは、バルーンアートや公園の清掃などの活動で関わりがあり、継続という点でも長い付き合いが必要。
- ・ サービス提供には当事者と民生委員との接点が重要で、どう築いていくのかが大切である。

⑰「災害ボランティアセンター支援体制の確立」について

- ・ 自治会（福祉委員会）ごとに災害ボランティアセンターや災害ボランティアについて周知。
- ・ 自治会ごとの災害訓練に、消防だけでなく災害時の避難や避難経路確認等の訓練も含める。
- ・ 他の自治会の優良事例紹介。
- ・ 地区の祭と避難訓練を併せて実施し、避難経路の確認を含めて行ってもらう。

⑱「ふれあいサロンを訪問してレクリエーションや健康体操などの実施」について

- ・ ヨガや親子でもできる体操、食品栄養学、栄養管理に関する話。笑いにつながるもの。
- ・ 参加したらポイントを付与して景品と交換する等、楽しみがあれば参加や継続につながる。
- ・ いなべ市の豊かな自然を活かした自然を楽しめる内容。互いに話や交流もしやすいと思う。
- ・ ゲーム的な内容で、他の参加者と協力して、一つの目標に向かって協働する内容が良い。

⑲「要介護者、要援護者、障がい者を対象にした移動手段の確保」について

- ・ 自治会や福祉委員会等と協力し、より身近な場所から移動手段を改善できるのではないか。
- ・ 送迎はできなくても、院内の付き添い等であれば手伝えることができそうである。
- ・ 社会福祉協議会だけでは対応に限界があるのでは。民間企業からの支援も検討してはどうか。
- ・ 身近な自治会や福祉委員会等とも連携してやっていくことで、もっと利用しやすくなるのではないか。

⑳「ひきこもり等に関する支援の推進（住民啓発、相談支援、集いの場の実施等）」について

- ・知ってもらうことが大切。現在は様々な媒体があるので、それを活用して知ってもらう機会をいかにつくるか考え、行動に移していく。
- ・「集まる」という視点だけでなく、Zoom やメールでのやりとり等の選択肢も増やすことが大切。そうすることにより、実施事業の存在を知ってもらうきっかけにもなる。

㉑「認知症高齢者に向けた支援の充実」について

- ・事業者がコミュニティカフェを開催するのには限界があると思うので、福祉委員会や地域の協力者等と連携して開催していったらどうか。
- ・場に小さい子どもが入ると場が和むので、そういった機会もたまには取り入れてはどうか。
- ・仲間づくりにつながるものがあるとよい。特に交流できる遊び道具があればなおよい。
- ・社協だよりを工夫（認知症の説明を載せ、理解を深めつつ相談先や関連機関を紹介する等）。

㉒「介護予防の意識付け」について

- ・Zoom 等を活用して、自宅でもどんどん介護予防に参加できる工夫をする。Zoom で体操等も行ってもよい。
- ・地域でネット関係に強い人に活躍をいただきながら、集いの場が開催できなくても伝えられるようなことを社会福祉協議会でやっていったらどうか。

㉓「社協運営事業所による新たな介護人材の育成と定着支援」について

- ・人脈を頼って、介護人材の確保を図っていくことも大事だと思う。
- ・若者をみんなで育てるという認識を持つ。若者のグループをつくったりして、若者の心細さを解消し、柔軟な対応で育てる。やりがいや誇りを持たせることが我々年上世代の役目。
- ・中学生等の介護へのイメージを把握し、介護について知る機会・伝えていく機会をつくり、若者の考えを大切にしながら現実と向き合う。
- ・職場改善のため、健康職場アンケート等を実施。改善すべき部分は職場のみんなで話し合い、職場の雰囲気良くする。

㉔「障がい者日常生活訓練事業（ルート）の充実」について

- ・取り組んだ人の実際の声や効果・変化を社会福祉協議会と訓練に関わった人から伝えていく。
- ・当事者の方へも伝えて理解をしていただく。
- ・障がいについて理解することとともに、障がいのある人や障がいのある子どもの福祉施設の利用についても知ってもらうことが必要。
- ・社協だよりの募集のみでは伝わっていかない。周知方法の工夫が必要。

②⑤「保育サービスの充実」について

- ・保育士の精神的ケアを行い、保育士が安心して働けると、保護者の安心にもつながる。
- ・産前産後の預りは2か月では短いという声が多い。3か月にできないか検討してほしい。
- ・保育士から何歳になっても「大きくなったね」などと声をかけてもらおうと嬉しい。
- ・どんな境遇の人も受け入れ、迎え入れてあげられるような保育園になってほしい。

②⑥「成年後見制度に関する連絡、相談窓口の充実」について

- ・学校に出向き、若い世代に説明してもらいたい（孫から祖父や祖母に声かけができる）。
- ・対象者の制度理解も大切なので、成年後見制度を学ぼうと思ってもらうことが必要。
- ・講演会や説明会を開催し、市民が知識を積み重ねることが必要。
- ・社会福祉協議会に成年後見制度に関する相談窓口があることを自治会へ回覧してほしい。

②⑦「日常生活自立支援事業の推進」について

- ・過去に民生委員・児童委員の定例会で一度説明を受けたが、一度で理解することは難しい。
- ・市民が年1回の周知・PRで理解できるか。社協だよりへの年1回の掲載では不十分。
- ・社会福祉協議会が支援機関であることを知らせる必要がある。
- ・事業所等を訪問し、支援者、利用者へ説明に出向いてはどうか。

②⑧「地域のネットワーク構築」について

- ・相談窓口が地域住民や関係機関と信頼関係を構築するため、訪問での事業説明が必要。
- ・地域のネットワーク構築後、外国籍の人に相談窓口を周知する外国語版チラシを作成する。
- ・民生委員・児童委員に相談が入りやすい環境をつくるため、地域住民向けの説明会を開催。
- ・まずは入り口となる相談場所を明確に分かりやすく示して欲しい。
- ・フローチャート資料を作成し、各公共施設等、幅広く目が届くところに置いてほしい。

②⑨「社会参加できる場の拡充」について

- ・民間企業側にメリットを伝える、一緒に働く従業員の方にも説明する機会を設ける。
- ・地域にとって身近な場所となるよう、地域住民向け説明会やチラシを作成し自治会で回覧。
- ・福祉教育の中で生活困窮者や就労支援が必要な人、社会状況等について学ぶ機会を。
- ・他の分野に比べて関心度合が薄く、無意識の内に他人事になっていた。子どもの段階から知る機会や関わる目を持つことで、捉え方も大きく変わってくると思う。

※その他の取り組みについて

- ・ふれあいサロンが、地域食堂を運営していけるように働きかけていくこともよいのではないかと。特に平日の夜や土日での運営が求められている。
- ・ヤングケアラーの実態調査や状況は把握しているのか。社会問題にもなっているため、実施を検討する必要がある。
- ・部署内や対外的な連携についても適切に行えると、本人や家族のニーズに沿った対応につながる。専門職が1人で抱え込むことなく、他部署への提案や本人の求めることをうかがい、支援計画ができるといい。また、社会福祉協議会の取り組みは、担当部署だけでなく、他部署においても地域住民へ周知、回覧できるようにする。

3. 第3次計画の評価

▼基本目標1「地域福祉を担うひとづくり」の数値目標

指標	考え方	当初値	目標値	実績値
地域福祉への関心度	市民アンケートにおいて、「とても関心がある」、「ある程度関心がある」を合わせた割合	76.1% (H27 年度)	80%	72.9% (R2 年度)
	・福祉への関心度で「とても関心がある」、「ある程度関心がある」を合わせた割合は、平成 27 年度と令和 2 年度の調査結果を比べると 3.2 ポイント減少しています。特に「とても関心がある」の割合が平成 27 年度の 23.0%から令和 2 年度は 18.2%と 4.8 ポイント減少しています。			
地域活動の経験	市民アンケートにおいて、「現在活動している」の割合	33.1% (H27 年度)	40%	27.0% (R2 年度)
	・現在、自治会や子ども会、PTA などの地域活動や公民館活動を「現在活動している」と回答した割合は、平成 27 年度と令和 2 年度の調査結果を比べると 6.1 ポイント減少しています。活動の内訳をみると、「自治会の活動」が 61.7%と最も高く、次いで「老人クラブの活動」が 27.3%となっており、ともに平成 27 年度調査から微増となっています。一方で、「子ども会や PTA の活動」「公民館活動（各種講座や趣味のサークルなど）」をはじめとする、その他の活動については全て減少となっています。			

▼基本目標2「ふれあい、支え合いの地域・ネットワークづくり」の数値目標

指標	考え方	当初値	目標値	実績値
近所付き合いの頻度	市民アンケートにおいて、「常日頃から家族ぐるみの付き合いがある」「困っているとき（病気・悩み・事故など）に相談をしたり、助けあったりする」「一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあう」を合わせた割合	32.2% (H27 年度)	35%	27.4%
	・近所付き合いの頻度で「常日頃から家族ぐるみの付き合いがある」「困っているとき（病気・悩み・事故など）に相談をしたり、助けあったりする」「一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあう」の割合は、平成 27 年度と令和 2 年度の調査結果を比べると 4.8 ポイント減少しています。一方で、令和 2 年度調査で新たに設定された「今の近所づきあいに満足していますか」の設問では「満足」の回答割合が 82.7%となっています。			
民生委員・児童委員から地域包括支援センターへの相談件数（年間延べ）	第2次いなべ市総合計画成果指標	169 件 (H26 年度)	180 件	165 件 (R2 年度)
	・地域で活動する民生委員・児童委員と情報を共有する機会を定期的に持ち、高齢者を見守るための連携を図りました。また、相談があれば高齢者への同行訪問を行う等の支援を行いました。			

▼基本目標3「安心して生活できる環境づくり」の数値目標

指標	考え方	当初値	目標値	実績値
認知症サポーター数 (累計)	第2次いなべ市総合計画成果指標	6,269人 (H26年度)	6,700人 ※8,500人	9,209人 (R2年度)
	・新型コロナウイルス感染症対策により、事業活動の自粛・縮小を検討しましたが、感染症対策を講じた上で認知症サポーター養成講座を15回開催し、令和2年度では新たに413の方が認知症サポーターとなり、地域の認知症への理解向上と認知症サポート体制の強化を行いました。			
生活困窮者自立支援 事業における相談件 数(年間延べ)	第2次いなべ市総合計画成果指標	101件 (H26年度)	106件	398件 (R2年度)
	・生活困窮者自立支援事業における相談件数(年間延べ)は、各年100件前後で推移していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による貸付のための相談が増加しました。生活保護になる前に貸付制度を利用し、生活を維持する人が増えました。			
ファミリーサポート センター会員数(累 計)	第2次いなべ市総合計画成果指標	317人 (H26年度)	320人 ※363人	418人 (R2年度)
	・子育て世帯の育児サポート、仕事と育児の両立の支援を目的としたファミリー・サポート・センター事業(子どもの送迎や預りなど)をNPO法人に委託し実施しました。子育て支援センターでの出張受付や市内の店舗にパンフレットを設置し、事業の周知を行いました。			
地域ケア会議開催回 数(年間延べ)	第2次いなべ市総合計画成果指標	30回 (H26年度)	50回 ※30回	38回 (R2年度)
	・新型コロナウイルス感染症対策により、事業活動の自粛・縮小を検討しましたが、感染症対策を講じた上で地域ケア会議を開催することができました。			

※印の数値は、総合計画審議会での審議を通じて計画期間中に目標数値の変更が行われたもの

第3章 基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

前計画となる第3次計画では、地域福祉計画及び地域福祉活動計画が共通で目指す姿として、「生きがいと安心の地域づくり」を掲げるとともに、地域福祉計画の基本理念を「地域の力でいきいき笑顔 みんなでつくる 市民が主役のまち いなべ」、地域福祉活動計画の基本理念を「地域で支え合い 心と心の絆を結ぶ 安心して暮らせるまち いなべ」と定め、各種施策の推進に取り組んできました。

本計画では、変化の激しい社会潮流の中で、多様化・複雑化する福祉ニーズに地域住民や関係団体、専門機関等が一体となって取り組むために、基本理念を全ての関係者の共通の理念として1つに集約します。

▼本計画の基本理念

『じぶんごと』『みんなごと』
変化する社会の中でも、安心していきいきと暮らせるまち いなべ

【基本理念に関するキーワード】

- ・『じぶんごと』 …主体的な活動、自らを省みる勇氣
- ・『みんなごと』 …つながり・絆、一体的かつ重層的な連携
- ・『変化する社会』 …新型コロナウイルス感染症、予測が難しい大規模自然災害、多様性の社会、IT 技術の進展、人生 100 年時代の到来、福祉ニーズの多様化・複雑化 等
- ・『安心』 …サービスの質の向上、相談窓口の充実、地域のつながり
- ・『いきいき』 …いきがい、関わりがいのあるまちづくり、必要なサービスを受けながら活躍できる環境づくり

2. 計画の基本目標

本計画の基本理念に沿って各種施策を推進するにあたり、第3次計画で掲げた3つの基本目標を踏まえた上で、近年の社会情勢に応じた福祉施策を展開するために新たに1つの基本目標を追加し、4つの基本目標のもとで本市の地域福祉を推進します。

また、人口減少時代及び少子高齢化社会が到来する中、核家族化や多様性の進行、IT等による様々な手段の進化を踏まえ、従来の仕組みや手法の改善が必要となっている点については、全ての基本目標に必要な共通の視点として位置づけます。

(1) 地域福祉を担うひとづくり

地域福祉の推進にあたっては、市民が主体的に福祉に関心を持ち、互いに協力しながら取り組むことが必要です。

活動主体者アンケート調査では、活動上の課題について、「新規メンバーの加入が少ない」が最も高くなっており、行政が行う必要がある取り組みとして「活動の担い手となる人材の育成」「個人でいつでも参加できる仕組みづくり」が高くなっています。

今後は、活動主体者への支援や担い手の拡大を図るため、関連機関と連携した地域特性に応じた人材育成や自治会等の地域組織の自立支援及び支援者への支援(担い手のサポート)等に取り組み、地域福祉を担うひとづくりを推進します。また、市民が主体的に活動できるよう、情報提供体制の構築を図ります。

(2) ふれあい、支え合いの地域・ネットワークづくり

本市においては、福祉委員会やふれあいサロンの取り組み等の地域主体のネットワークづくりを推進しています。しかし、活動状況や近所付き合いには地域差があり、地域の状況や課題に応じたネットワークづくり及びより効果的な情報の提供が求められています。

今後は、既存の活動やサービス、人的資源をつなげることで、高齢者や障がいのある人、子ども等すべての人々が支え合いながら、いきいきと暮らせるよう重層的なネットワークによる地域包括ケアシステムの充実を目指します。

(3) 安心して生活できる環境づくり

生活上の問題を解決・改善し、地域における自立した生活を支援していくためには、健康や福祉サービス、子育て支援等、日常生活における様々な支援の充実が必要です。

まずは、普段の暮らしをいきいきと過ごすための前提条件でもある健康増進について、その重要性の浸透や生活習慣の改善を進めていくとともに、移動支援等による日常生活の支援や社会活動の機会づくり、多様なサービスの効果的な提供体制の整備等を通じて、安心して暮らせる環境の構築に取り組めます。

(4) 誰ひとり取り残さないまちづくり

家族構造や経済情勢の変化などを背景として、従来の縦割りによる支援では対応が難しい福祉的課題の顕在化が近年の問題となっています。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により健康状態や経済状態が激変し、従来通りの生活を送ることが困難な状況に陥ってしまう方が発生していることが懸念されます。

今後は、行政の関係各課や社会福祉協議会、関係機関や団体との連携をより一層強化し、権利擁護や生活困窮者支援を推進していくとともに、判断能力に不安のある方への支援体制の充実や罪を犯した人の社会復帰に向けたサポート等に取り組むことが求められます。

3. 第4次計画における重点ポイント

本計画では、激しい変化が前提となる社会潮流の中、複雑化・複合化する福祉ニーズに分野横断的かつ重層的な連携により効果的な対応を行うため、各施策の枠を超えた視点から重点ポイントを掲げます。

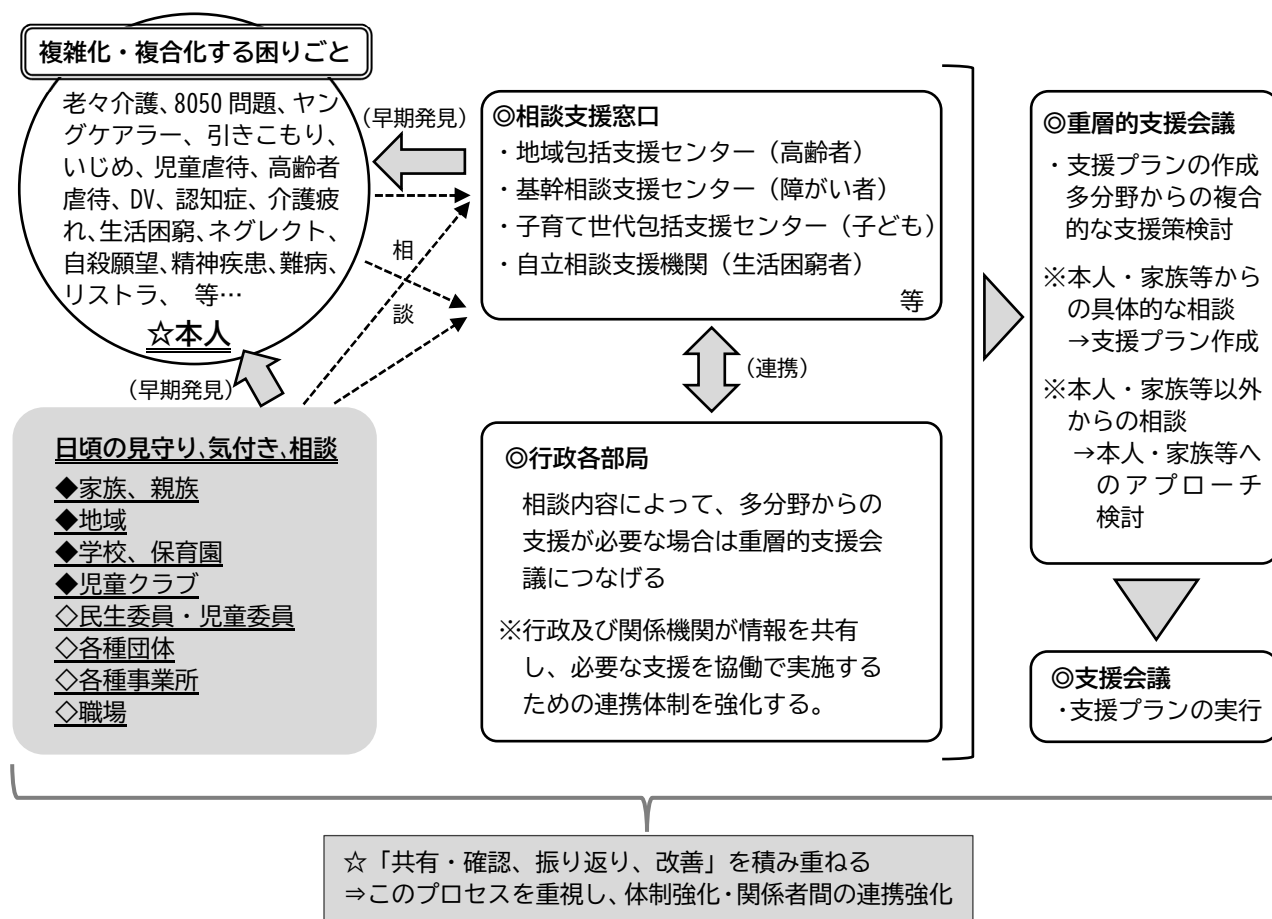
(1) 重層的支援体制の整備

本市の地域共生社会の実現に向けて、多様化・複雑化する福祉ニーズに効果的に対応するとともに、多様な関係者の連携を深め・広げながら、重層的・包括的な支援体制を築くために、重層的支援体制整備事業の構築を推進します。

▼重層的支援体制構築を進める上での前提条件の概要

- 重層的支援体制整備事業は、市全体で包括的な支援体制の構築を進めることを目指すもの。
- 既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践等、地域資源の強みを活かす体制とする。
- 社会福祉法第106条の4第2項に規定される事業全てを実施する。
 - ・各事業の実施要件（人員配置、設備基準）は引き続き適用される。
- 各事業は委託による実施も可能。
 - ・同じ事業を、直接実施と委託を組み合わせる体制も含め、各自治体の実情に応じた体制の整備が必要。

▼本市の重層的支援体制整備イメージ

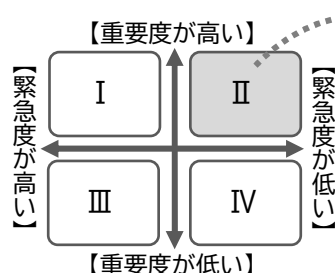


(2) 変化の激しい社会潮流に対応した計画の推進

変化の激しい社会潮流の中では、各地域の地域資源や人材等の状況を踏まえた、迅速かつ柔軟な地域福祉の推進が必要となります。福祉分野の取り組みでは、緊急性の高い事象が優先される傾向があるため、関係者間での取り組みに対する振り返りと改善を重ねる機会を意図的に設定し、効果的な成長サイクルを構築する必要があります。

本計画では、関係者間における振り返りと改善を重ねる機会の確保を図り、各種取り組みにおける目的の共有や対象に応じた効果的な手段の選定、IT等の最新技術についての効果的な活用（ITリテラシーの向上やITが得意でない人の支援を含む）等を通じて、より効果的に地域福祉を推進します。

▼変化の激しい社会潮流に応じた振り返り～改善を重ねるサイクルの構築



※重要度が高く、緊急度が低い『II』のエリアを、意図的に確保し続けることが重要です。

◎本計画では『重要度は高い』が『優先度は低い』という部分に係る「時間」や「機会」を確保し、多様な関係者が重層的に関わる地域福祉の推進を効果的に行います。

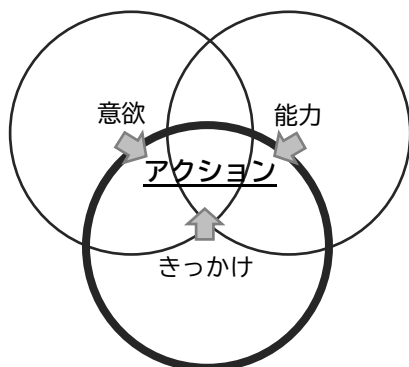
☆行政

…重層的支援会議構築に関する定期的な意見交換、関係者の理解醸成等

☆社会福祉協議会

…毎年、活動主体者との意見交換を実施、取り組みの振り返り～改善、理解醸成、連携強化

▼「きっかけ」づくりの重要性



・『アクション』は、「意欲」「能力」「きっかけ」が揃った時に生まれます。

・「意欲」と「能力」は相互に比例しやすいですが、「きっかけ」は偶然に任せずに、狙いを持って設計し、改善を重ね続けることが必要です。

▼より効果的な手段の検討

☆対象層に応じた効果的な手段（例）

- ・活動層…持続的な活動への支援
行政、社会福祉協議会との定期的な意見交換
志を同じくする仲間との交流
先進事例の学習や専門家との交流
- ・関心層…活動層からの声掛け
気軽に参加できる機会づくり
世代や分野に応じた効果的な情報発信
- ・無関心層…地道な啓発活動
「お得」や「機会損失」を数値化して訴求

☆SNSの特性を活かした効果的な活用

- ・YouTube…一度発信した動画を様々なSNSと連動して活用
- ・LINE…幅広い年代が利用、グループ間の気軽な情報交換
- ・LINE WORKS…LINEよりもフォーマルなグループで活用
- ・Instagram…若い世代の利用が多い、写真中心の情報発信
- ・Twitter…若い世代の利用が多い、短い文章での情報発信
- ・Facebook…中高年の利用が多い

☆変化の激しい社会は「正解のない（正解が多数ある）時代」と言われています。定期的な関係者間における振り返りの機会を設定し、改善を重ね続ける成長サイクルの構築を図ります。

4. 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
『じぶんごと』『みんなごと』 変化する社会の中でも、安心していきいきと暮らせるまち いなべ	《基本目標1》 地域福祉を担う ひとづくり	(1) 地域を支える担い手の発掘・育成
		(2) 人権・福祉教育の推進
		(3) 地域を伝える情報提供体制の整備
	《基本目標2》 ふれあい、支え合いの 地域・ネットワーク づくり	(1) 支え合いのまちづくり
		(2) 地域交流の促進
		(3) 多様な活動団体同士の 交流・連携の促進
		(4) 総合的な相談支援体制の整備
		(5) 防犯・防災体制の構築
	《基本目標3》 安心して生活できる 環境づくり	(1) 健康づくりの推進
		(2) 日常生活への支援
		(3) 福祉サービスの充実
	《基本目標4》 誰ひとり取り残さない まちづくり	(1) 権利擁護の推進
		(2) 生活困窮者支援の充実
		(3) 成年後見に係る取り組みの推進 (いなべ市成年後見制度利用促進計画)
		(4) 再犯防止に係る取り組みの推進 (いなべ市再犯防止推進計画)

第4章 施策の展開

1. 地域福祉を担うひとづくり

(1) 地域を支える担い手の発掘・育成

《現状・課題》

社会環境の変化や少子高齢化、ライフスタイルの多様化等が進み、地域関係の希薄化や地域活動の担い手不足が懸念されています。

本市においても、活動主体者の高齢化や新規参加者及び役員のなり手不足等が課題となっており、地域活動の担い手の発掘・育成に加えて、幅広い世代の市民の参画を促すための、多様な活躍の場の創出や情報発信の工夫等が必要となっています。

《行政の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	市民活動啓発事業の推進	市民活動室
	・活動内容を紹介する場がスマイルフェスタ等のイベントが中心となっていた団体においては、新型コロナウイルス感染症対策のためイベントが実施できない状況の中、活動意欲の低下が懸念されています。従来のイベントの在り方について見直しを図りながら、市民団体の活動を継続して支援します。 ▶参考実績※：市民活動団体の活動紹介イベントスマイルフェスタの実施（令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止しました） ▶関係団体：市民活動センター ▶庁内連携：広報秘書課	
2	手話奉仕員養成講座の開催	社会福祉課
	・障がいのある人が社会参加する機会を創出するため、手話奉仕員養成講座を開催します。 ・受講修了者が手話奉仕員として活躍できる機会及びスキルを維持できる機会づくりについても検討します。 ▶参考実績：講座受講実績（平成31年度いなべ市9人、東員町7人、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため未実施） ▶関係団体：手話サークル団体	
3	食生活改善推進員養成講座の開催及び食生活改善推進協議会・会 員育成講座の開催	健康推進課
	・住民自ら食生活改善推進員として地域の中で活動できるよう、今後も東員町と合同で栄養教室を実施します。 ・会員数の減少や高齢化が課題となっているため、広報に加えて、地域の回覧や市のホームページ等を活用し、若年層へのアプローチを行います。 ▶参考実績：合同栄養教室（令和2年度7回開催、参加9人 ※新型コロナウイルス感染症対策のため規模を縮小して開催）	

※各施策の「参考実績」における実績数値は、新型コロナウイルス感染症対策の影響を考慮し、可能な限り直近2カ年分を掲載するとともに、要支援者が少数の場合等、配慮が必要な項目については数値の掲載を見合わせています（以下、同様）。

NO	取り組みの内容	担当課
4	認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座の開催	長寿福祉課 地域包括支援センター
	・今後も認知症の人の増加が予測されるため、認知症サポーター養成講座を積極的に開催するとともに、認知症サポーターの希望に沿ったフォローアップ講座や、さらなる活動を目指すサポーターへのステップアップ講座を継続的に開催し、認知症の人を理解し、支える人材の育成に取り組みます。	
	▶参考実績：認知症サポーター養成講座（平成31年度18回開催、受講人数460人、うち7回は小学生及び中学生を対象としたキッズサポーター養成講座として開催、受講生徒数213人、サポーターに対するフォローアップ講座1回開催、受講者数約10人、令和2年度15回開催、受講人数413人、うち4回は小学生及び中学生を対象としたキッズサポーター養成講座として開催、受講生徒数124人、サポーターに対するフォローアップ講座2回開催、受講者数約300人）	
	▶関係団体：社会福祉協議会、認知症キャラバンメイト、認知症サポーター、小中学校、民間企業等 ▶庁内連携：生涯学習課	

《社会福祉協議会の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	ボランティアセンターの運営、ボランティア活動の支援の充実	地域福祉課
	・ボランティア活動の基盤づくりのため、ボランティア連絡協議会・ボランティアセンターと協働して、新たな地域の担い手（新規登録者数）の増加を目指します。 ・新規登録者の増加に向けたボランティア体験や講座を開催します。 ▶参考実績：総登録者数（平成31年度1,919人、令和2年度1,899人）、令和2年度にボランティア会議「こころ」の活動に賛同するボランティア活動者（15人）と、ボランティア連絡協議会の設立を目指して月1回の情報共有や連絡協議会の設立に向けた協議を実施、令和2年度いなべ市ボランティア連絡協議会を設立（加入団体13、個人8人） ▶関連する取り組み：はじめてのボランティア体験、ボランティア活動者交流会 ▶関係団体：市民活動センター	
2	若手新規会員の入会促進・外部共催等による老人クラブの充実	地域福祉課
	・老人クラブにおける若手新規会員の入会を増加させるため、各種広報媒体を活用して老人クラブの魅力を発信します。 ・会員主体による自主的な取り組みを支援します。 ▶参考実績：会員の声や事業の実施状況について把握するアンケート調査を実施、調査結果等をもとに情報発信ツールとして単独のホームページ設立 ▶関係団体：いなべ市老人クラブ連合会	

(2) 人権・福祉教育の推進

《現状・課題》

地域福祉の推進には、市民の福祉に関する理解と協力が必要です。人権・福祉教育は多岐にわたり、教育内容も時代とともに変化しています。メシエレいなべ等の関連機関・団体、学校等との連携を強化し、幅広い世代に対して、継続的で社会潮流に即した効果的な人権・福祉教育に取り組む必要があります。

《行政の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	児童・生徒への福祉教育の充実	学校教育課
	・学校や関係機関との連携により、総合的な学習や特別活動の時間等を活用し、児童生徒に地域福祉への関心を高め、思いやりとやさしさを養う福祉教育を行います。 ▶ 関係団体：社会福祉協議会 ▶ 庁内連携：長寿福祉課、児童福祉課、人権福祉課	
2	学援隊やコミュニティスクール事業による伝統・歴史の伝承活動を通じた学習の推進	学校教育課
	・地域住民との協働によって進める教育活動（郷土学習等）のさらなる充実を図り、学校と地域のパートナーシップを強化し、世代間交流や地域住民同士のつながりを深めます。 ▶ 参考実績：地域住民による農業、伝承遊び、しめ縄作り等の体験学習や地域の歴史学習等 ▶ 関係団体：学校運営協議会、学援隊 ▶ 庁内連携：生涯学習課	
3	小中一貫教育における人権教育カリキュラムの整備	学校教育課
	・各校区において、教育実践を通じた人権教育カリキュラムの検証を進め、適宜見直しを行うとともに、各校区の取り組みについて校区の枠を越えて共有する機会をつくりまします。 ▶ 参考実績：平成 28 年度末までに各中学校区の人権教育カリキュラムを作成、平成 29 年度に試行開始、いなべ市教育研究会の人権教育部会において共有・振り返りを継続実施 ▶ 関係団体：員弁郡いなべ市教育研究会 ▶ 庁内連携：人権福祉課	
4	教職員を対象とした、今日的人権課題についての研修機会の充実	学校教育課
	・教育研究所講座の充実を図り、教職員の資質・指導力の向上に努めます。 ・人権教育部会では、人権教育担当者の役割を共有し、学習会を企画することで、各校における人権教育実践の充実へつなげます。 ・講座、学習会の参加者が、学んだことを周りの人々へ広めてもらえるよう、働きかけます。 ▶ 参考実績：平成 29 年度「おとなの知らない子どもの世界」（講演会）、平成 30 年度年度以降は市内 4 校区別に人権研修会開催、人権教育部会「性的マイノリティ」「教育実践」等の学習会開催、令和 2 年度「教育研究所講座（情報モラル教育に関する研修講座）」 ▶ 関係団体：メシエレいなべ ▶ 庁内連携：人権福祉課	

NO	取り組みの内容	担当課
5	中学校人権教育推進事業の実施	人権福祉課
	・本市の未来を担う中学生に対し、各専門分野の講師を中学校に招き、人権教育を行います。 ・変化する社会潮流を踏まえ、情報化社会、新型コロナウイルスや性の多様性等に対応した様々な分野の人権教育を実施します。 ▶参考実績：参加人数（平成 31 年度 1,034 人、令和 2 年度 588 人） ▶関係団体：中学校 ▶庁内連携：学校教育課	
6	「愛と絆の映画館」事業の実施	人権福祉課
	・人権啓発をテーマにした映画上映を実施し、人権についての正しい認識と理解を深め、人権尊重と人権擁護意識の向上を図ります。映画上映は多くの人を集めるイベントであるため、新型コロナウイルス感染症対策の状況に応じて、他の方法についても検討します。 ▶参考実績：市内 4 地区で実施（平成 31 年度 3 回、931 人参加 ※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止しました） ▶関係団体：メシエレいなべ ▶庁内連携：教育委員会	
7	いなべ市民人権フェスティバルの開催	人権福祉課
	・12 月の人権週間において、継続的な活動を通じた市民の人権啓発意識の向上を目的に、いなべ市民人権フェスティバルを開催し、市やメシエレいなべの活動報告、映画上映、講演会及び人権啓発活動の優秀者の表彰等を実施します。 ▶参考実績：いなべ市民人権フェスティバル参加者数（平成 31 年度 676 人 ※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止しました） ▶関係団体：メシエレいなべ ▶庁内連携：教育委員会	
8	広報活動の充実（人権に関する広報誌の発行）	人権福祉課
	・誰もが人権を尊重されるまちづくりのために、人権に関する広報誌を発行し、継続的な啓発活動を行います。 ▶参考実績：広報誌を年 3 回発行（市やメシエレいなべにおける人権啓発の取り組み事例紹介や年度ごとに設定した取り組みテーマの人権啓発記事を掲載） ▶関係団体：メシエレいなべ	

《社会福祉協議会の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	共同募金活動を通じた寄付文化の醸成	地域福祉課
	・市内の全小中学校・高校を訪問し、「じぶんの町を良くするしくみ」について周知啓発を行い、共同募金への関心の向上及び若い世代から住民同士が支え合う機運を高め、安心して暮らすことのできる地域づくりにつなげます。 ▶参考実績：令和 2 年度 14 校（全 16 校）で実施 ▶関係団体：いなべ市共同募金委員会	
2	年代に応じた福祉啓発事業の推進	地域福祉課
	・人口減少が進む中で活動者人口の増加を目指し啓発活動を行います。また、次世代の活動者を増やすため、30～50 歳代の年齢層に対する効果的な福祉啓発の方法を検討します。 ▶参考実績：各地区サロンを中心とした多様な出前講座の実施、市内小中学校、高校に対する福祉協力校の説明、各種福祉体験の実施、地域福祉に関するシンポジウム、フォーラムの開催、ふれあいサロン等での出前講座や認知症サポーター養成講座等の開催	

(3) 地域を伝える情報提供体制の整備

《現状・課題》

近年、社会情勢が激しく変化しており、福祉ニーズや福祉サービスの多様化や情報発信手段の発達が進む中で、より効果的な情報の提供が求められています。

適切なサービスがわかりやすく選択できるとともに、幅広い世代に効果的な情報提供を行い、ボランティア活動や地域活動等への参加を促進することが必要です。

《行政の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	様々な媒体を活用した情報提供の充実	広報秘書課
	・より多くの人に情報が伝わるよう、情報誌 Link、市ホームページ、ケーブルテレビ、FM ラジオ等、様々な媒体の特性を活かした情報発信を行います。 ▶参考実績：情報誌 Link を市内大手スーパー等に配架、ケーブルテレビで「地域デビュー INABE」として市民活動団体を紹介等 ▶関係団体：市民活動団体 ▶庁内連携：庁内関係各課	
2	高齢者サービスのしおり・いなべ市内の事業所マップ（介護保険適用関係）等、福祉サービス情報冊子の充実	長寿福祉課 地域包括支援センター
	・事業所マップの掲載内容と在宅医療・介護サービスリストの掲載内容が似通っているため、サービスリストに統一する方向で調整します。 ・高齢者サービスのしおりについて、行政、社会福祉協議会、生活支援コーディネーターが協働で作成し、新しい情報の発信を行います。 ・今後も制度改正や新規事業所の追加等、新しい情報に更新していく必要があるため、定期的に更新・修正を行っていきます。 ▶参考実績：令和2年4月現在の情報で「高齢者サービスのしおり」、「事業所マップ」を更新（ともに市のホームページに掲載、地域包括支援センターの窓口でも配布し相談支援時に活用） ▶関係団体：医療機関、介護サービス事業所、社会福祉協議会、NPO 法人、民生委員・児童委員、市内及び近隣の関係団体等	

NO	取り組みの内容	担当課
3	いなべ市・東員町在宅医療・介護サービスリストの充実	長寿福祉課
	・専門職向けに作成していた「いなべ市・東員町在宅医療・介護サービスリスト」の内容を、市民も活用できるように見直しを行うとともに、在宅医療に関する啓発内容についても追加し、市民向けの資料として活用します。	
	▶参考実績：平成 31 年 3 月に専門職向けのリストとして冊子 300 部作成（地域の医療機関や介護サービス事業所、専門職に配布）。令和 2 年 4 月現在の情報で更新 ▶関係団体：医療機関、介護サービス事業所、地域包括支援センター ▶庁内連携：健康推進課	

《社会福祉協議会の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	社協だよりを活用した情報発信の充実	総務課
	・誰もが分かりやすい「社協だより」を作成し、定期的に発行します。市民が興味を持てるよう内容の充実を図るため、特集記事の掲載等を行います。	
	▶参考実績：令和 2 年度 年間 6 回発行 ▶関連する取り組み：社協だよりによる地域福祉活動の掲載の充実	
2	SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用した新たな情報発信	総務課
	・既存の Facebook、Twitter を情報発信ツールとして有効活用し、社会福祉協議会の PR を実施することで、新たな応援者（フォロワー）を確保します。それぞれの投稿回数を増やし、積極的な情報発信を図るとともに、各部署の隔たり無く積極的な投稿を行います。また、他の情報発信ツールについても随時検討していきます。	
	▶参考実績：令和 2 年度 Facebook は 60 投稿、Twitter は 40 投稿、令和 2 年度時点フォロワー数 Facebook446 人、Twitter622 人、Facebook でコロナ禍における体操動画を 4 動画投稿、再生回数 1,100 回を超える（4 動画合計）	

2. ふれあい、支え合いの地域・ネットワークづくり

(1) 支え合いのまちづくり

《現状・課題》

支援が必要な人の増加や必要な支援の多様化・複雑化が進行する中で、公的なサービスと合わせて、地域や各種団体、事業所等のさらなる連携を通じた重層的な支援が必要となっています。

本市では、見守り活動やサロン活動が積極的に行われています。これらの取り組みの充実を図るとともに、地域や各種団体、事業所等のネットワークの強化を進める必要があります。

《行政の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	高齢者見守りネットワーク事業の充実	長寿福祉課 地域包括支援センター
	・ 高齢者見守りネットワーク事業を実施し、地域の多様な団体や事業所における普段のさりげない見守りや気づきによる通報を通じて、高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。また、今後の地域共生社会の実現に向けて、地域における相互の見守り等の啓発を継続していきます。 ▶参考実績：通報体制を整備（通報件数 平成 31 年度 21 件、令和 2 年度 31 件）、認知症高齢者等見守りネットワーク協力団体 令和 3 年 3 月現在 328 団体（協力員数 3,197 人）、平成 31 年度 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業に「QR コードワッペン」及び「個人賠償責任保険」を追加 ▶関係団体：民生委員・児童委員、自治会、NPO 法人、社会福祉協議会、医療機関、民間企業、警察署、消防署等 ▶庁内連携：商工観光課	
2	自治会を単位とした福祉委員会の設置促進	長寿福祉課
	・ 各自治会において、地域の困りごとの話し合いや日頃の見守り活動等について取り組む福祉委員会の設置を促進し、令和 7 年度を目途に全自治会（118 自治会）での設置を目指します。 ▶参考実績：令和 2 年度時点で 60 自治会が設置 ▶関係団体：社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、ふれあいサロン等	
3	地域コミュニティ等の育成支援	長寿福祉課
	・ 第 1.5 層協議体の活動の充実を図り、地域住民が地域での自立した日常生活と、地域社会への参加機会を確保できるように支援します。 ▶参考実績：第 1 層（市全域）及び第 2 層（自治会単位）の生活支援コーディネーターと連携して、日常生活圏域単位（中学校区単位）で地域課題の解決に向けて生活支援サービスの創出に取り組む第 1.5 層協議体と位置づけて全 4 中学校区に設置済 ▶関係団体：地域包括支援センター、自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、ボランティア団体、学校、民間企業等	

《社会福祉協議会の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	高齢者の見守りと安否確認の充実	地域福祉課
	・ふれあい弁当サービス事業協力団体（民生委員・児童委員、ボランティア等）と高齢者の見守り及び安否確認方法について検討し、持続可能な取り組みとします。 ▶参考実績：毎月2回ふれあい弁当配布を通じて民生委員・児童委員が安否確認を実施（平成31年度実利用者233名、令和2年度実利用者238名） ▶関係団体：民生委員・児童委員、給食ボランティア、介護サービス事業所、地域包括支援センター	
2	福祉委員会の設立・運営支援	地域福祉課
	・福祉委員会設置に向けた説明会（15地区／年）を実施することで、令和7年度を目途に福祉委員会を118地区に設置するとともに、各地区の福祉委員会の運営支援を行います。 ▶参考実績：平成29年6月に各町で福祉委員会設置に関する説明会を開始、令和2年度時点で60自治会が設置 ▶関連する取り組み：住民同士が協議する場（各町単位）の推進、見守り活動やサロン活動の継続支援、ふれあいサロン等集いの場の開催支援、運営相談の実施、世代間交流の促進 ▶関係団体：自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、ボランティア	
3	見守り活動やサロン活動の継続支援	地域福祉課
	・ふれあいマップを活用した見守り活動やふれあいサロン等の集いの場を持続可能な取り組みとするとともに、未実施地区にも見守り活動やサロン活動に関する講座等を通じて取り組みの重要性を伝え、理解を図りながら各地域での活動につなげます。 ▶参考実績：令和2年度現在58地区で実施、新型コロナウイルス感染症対策による見守り活動やサロン活動の減少に対応して、令和3年1月よりふれあい訪問活動事業を実施、直接訪問し状況確認・課題の早期発見・早期対応に取り組む ▶関連する取り組み：ふれあいサロン等集いの場の開催支援・運営相談の実施、福祉委員会の設立・運営支援 ▶関係団体：福祉委員会、自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、ボランティア	
4	住民同士が協議する場（各町単位）の推進	地域福祉課
	・住民同士が協議をする場（各町単位）を開催し、協議結果を基に活動創出（人材育成を含む）を実施します。 ▶参考実績：平成31年度より第1.5層協議体を各町で開催（平成31年度17回、令和2年度31回） ▶関連する取り組み：福祉委員会の設立・運営支援 ▶関係団体：福祉委員会、自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、ボランティア	

(2) 地域交流の促進

《現状・課題》

地域のつながりの希薄化が進む中で、地域力の低下が懸念されており、効果的な地域交流の機会の創出による地域力の向上が必要となっています。

地域における祭事やイベントの開催支援及び各種団体や事業所、福祉施設、教育機関等と連携した多世代間交流の実施を通じて、地域交流や地域学習の推進を図ることが必要です。

《行政の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	観光協会や商工会等が開催するイベントへの支援の充実	商工観光課
	・観光協会や商工会等が開催する祭事やイベントへの支援を行い、地域住民の交流の促進につなげます。	
	▶参考実績：観光協会運営補助金の交付、商工会主催イベントへの補助金の交付 ▶関係団体：観光協会、商工会	
2	児童・生徒と地域や福祉施設等との交流の促進	学校教育課
	・児童・生徒が地域住民等から学ぶ機会を各校で継続的に持ち、地域との連携を深めます。また、SDGs 未来都市であるいなべ市の取り組みを学校でも学び、故郷を大切にする心を育む学習を推進します。	
	▶参考実績：地域や福祉施設等との交流の実施（地域の特別養護老人ホームや障がい者施設への訪問、米作りや伝統工芸を地域住民から学ぶ、学校の行事を地域住民と共同で創り上げる等）、ゲストティーチャーとして講師を招請（地域住民や福祉施設・民間企業等） ▶関係団体：地域団体、民間企業等 ▶庁内連携：児童福祉課、人権福祉課、教育委員会等	
3	芋ほり体験、茶摘み体験、地域交流体操等による地域住民と保育園児の世代間交流の促進、野外体験保育の充実	保育課
	・各地域で保育園児と地域住民の様々な交流をとまなう野外体験保育を実施し、保育園児が地域の自然や地域住民との関りを大切にする心を育みます。	
	▶参考実績：各保育園での地域住民と保育園児の世代間交流の実施（芋ほり体験、茶摘み体験、地域交流体操等）、自治会の理解・協力を得て市内10園の周辺に園児が安心して遊べる山や川を整備し野外体験保育を実施 ▶関係団体：自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員	

NO	取り組みの内容	担当課
4	地域交流活動の充実	人権福祉課
	・人権啓発事業の一つとして、市内4地区で多世代間の地域交流活動等を実施し、多世代間の地域交流の促進と合わせて市民の人権尊重及び人権擁護意識の高揚を図ります。	
	▶参考実績：多世代間の地域交流活動参加人数 平成31年度 1,615人、令和2年度 834人（令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため規模を縮小）	
	▶関係団体：メシエレいなべ、民生委員・児童委員、老人クラブ、小学校、保育所等 ▶庁内連携：社会福祉課、長寿福祉課、児童福祉課、発達支援課、家庭児童相談室、教育委員会	

《社会福祉協議会の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	世代間交流の促進	地域福祉課
	・各地区の福祉委員会に世代間交流の必要性を周知し理解を深めるとともに、地域住民が主体となったふれあいサロン等の世代間交流の開催を支援します。	
	▶参考実績：令和2年度5地区で世代間交流の理解促進を実施	
	▶関連する取り組み：福祉委員会の設立・運営支援、ふれあいサロン等集いの場の開催支援、運営相談の実施 ▶関係団体：福祉委員会、自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、ボランティア	

(3) 多様な活動団体同士の交流・連携の促進

《現状・課題》

多様な地域団体の活動をより効果的に推進するために、団体間の交流の機会や場を確保し、連携を促進する必要があります。

本市では、市全体及び中学校区域ごとに、生活支援コーディネーターが団体間の横のつながりづくりや資源の開発を支援しており、こうした取り組みの充実に加え、効果的な情報発信を行い、各種団体活動の活性化を図る必要があります。

《行政の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	市民活動支援事業の充実	市民活動室
	・市民活動団体同士の横のつながりをつくるための支援や市民活動団体の法人化に向けた支援等、市民活動団体の活性化に向けた支援を行います。 ▶参考実績：市民活動団体同士の横のつながりづくりの支援を実施（「NPO カフェ」や「団体代表者会議」等）、市民活動団体の法人化支援を実施 ▶関係団体：民間企業、各種市民活動団体 ▶庁内連携：関係各課	
2	ボランティア活動等 PR の充実	広報秘書課
	・地域活動の紹介を情報誌 Link やケーブルテレビにおいてボランティア活動等の PR を行います。また、他の媒体についても検討し効果的な情報発信を図ります。 ▶参考実績：情報誌 Link やケーブルテレビでの地域活動紹介を実施 ▶関係団体：社会福祉協議会、市民活動団体 ▶庁内連携：市民活動室	

《社会福祉協議会の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	関連団体との情報共有による安否確認及び見守り活動の推進	地域福祉課
	・ふれあいマップの活用による情報共有及び地域の実態把握を通じて、安否確認や見守り活動を推進します。 ▶参考実績：令和2年度時点で58地区が実施 ▶関連する取り組み：見守り活動やサロン活動の継続支援、福祉委員会の設立・運営支援 ▶関係団体：福祉委員会、自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、ボランティア	

NO	取り組みの内容	担当課
2	ボランティア連絡協議会の運営・活動支援の充実	地域福祉課
	・ボランティア連絡協議会加入者、三重県ボランティア連絡協議会とともに、市内のボランティア活動を盛り上げ、ボランティア活動の魅力発信や参加機会の創出を検討、企画し、ボランティア連絡協議会へ加入する活動者や活動団体の増加につなげます。 ・ボランティア連絡協議会の活動周知や連携強化のため、交流事業や啓発活動を実施します。 ▶関連する取り組み：ボランティアセンターの運営、ボランティア活動の支援の充実 ▶関係団体：いなべ市ボランティア連絡協議会、三重県ボランティア連絡協議会	
3	ふれあいサロン等集いの場の開催支援、運営相談の実施	地域福祉課
	・ふれあいサロン等の集いの場を実施していない地区に対して、実施に向けた説明会を開催し、市内全 118 地区でのふれあいサロンの開催を目指します。 ▶参考実績：令和 2 年 10 月 新型コロナウイルス感染症に気を付けながら地域活動を行う手引きをふれあいサロン団体に配布、令和 3 年 1 月よりふれあいサロン団体を実施主体とした訪問型のふれあい訪問活動助成事業を実施 ▶関連する取り組み：見守り活動やサロン活動の継続支援、福祉委員会の設立・運営支援、世代間交流の促進 ▶関係団体：福祉委員会、自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員、ボランティア	

(4) 総合的な相談支援体制の整備

《現状・課題》

多様化する相談ニーズに対して、ケースに応じた適切な対応ができるよう、相談員の資質向上及び相談しやすい体制づくりが必要です。

また、各種相談に総合的かつ専門的に対応し、それぞれの課題に応じた必要な支援を適切に提供するために、関係機関の連携を強化し、重層的な支援体制を整備する必要があります。

《行政の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	地域包括支援センターにおける相談窓口の充実	長寿福祉課 地域包括支援センター
	・ 包括支援センター機能を継続するとともに、多世代・多問題世帯の相談を包括的に受け止め、国が推進する重層的支援体制整備の構築に向けて他機関との連携が円滑に図られるよう働きかけを行い、地域における支援機関ネットワークを形成します。 ▶ 参考実績：総合相談件数（平成 31 年度 3,230 回、令和 2 年度 3,303 件 ※地域包括支援センター分）、ふくし総合相談窓口の実施 ▶ 関係団体：医療機関、社会福祉協議会、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、暮らしの保健室等 ▶ 庁内連携：長寿福祉課、社会福祉課、健康推進課、児童福祉課、家庭児童相談室、発達支援課	
2	各種研修会等への積極的な参加等や、地域包括支援センター内での情報共有等による職員のスキルアップの推進	長寿福祉課 地域包括支援センター
	・ 高齢者や認知症、障がい等、多様な問題を抱える専門性の高い相談内容が増加傾向にあるため、多岐にわたる相談対応ができるよう、研修会や情報交換の場に積極的に参加します。 ▶ 参考実績：多職種連携研修会（権利擁護、相談スキルアップ、ケアマネジメント）、業務会議やミーティングの実施、部門別研修（包括支援センターや生活困窮者の対応部門を含む）、市内外の在宅医療介護連携研修会、県・桑員地区を対象とした研修会等 ▶ 関係団体：社会福祉協議会、民生委員・児童委員、権利擁護関係機関等 ▶ 庁内連携：長寿福祉課、介護保険課、社会福祉課	
3	処遇困難ケース等への対応について、多職種専門職と連携した支援の実施	長寿福祉課 地域包括支援センター
	・ 今後も高齢化が進み、引きこもり等の多世代・多問題のケースの増加が予想されるため、重層的支援体制整備事業に取り組むとともに、各種研修会や地域ケア会議の開催等により、関係機関同士や専門職間の横のつながりを強化します。 ▶ 参考実績：地域ケア会議の開催（随時開催 ※近年では年間 26 回平均で開催）、地域支援ケース会議の開催、断らない相談支援事業及び有償ボランティア事業、医療介護の専門職（理学療法士・看護師等）の相談窓口への配置 ▶ 関係団体：権利擁護関係機関、医療機関、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等 ▶ 庁内連携：社会福祉課、健康推進課、家庭児童相談室等	

NO	取り組みの内容	担当課
4	出前講座の開催、情報誌 Link やホームページ等による総合相談窓口の周知	長寿福祉課 地域包括支援センター
	・地域包括支援センターについて、高齢者だけでなく「ふくし総合相談窓口」であることを様々な手法で効果的に周知するとともに、関係機関と連携を強化し、複雑化・多様化した相談に対応する体制づくりを行います。 ・暮らしの保健室について、市全体へサービスを提供するため活動拠点の増加を図ります。 ▶参考実績：平成 29 年度～令和 2 年度 出前講座 34 回開催、1,280 名参加、社協だより 24 回掲載、平成 30 年度～令和 2 年度 介護サービス事業所を対象に「包括通信」15 回発行、いなべ市内医療機関訪問 162 回（チラシの掲示・配布依頼等）、暮らしの保健室設置（平成 31 年度 員弁地区、令和 3 年度 藤原地区）、令和 2 年度より東員町と協働し「お電話くださいカード」を作成、市内医療機関 50 件へ配布を依頼（令和 2 年以降は新型コロナウイルス感染症対策のため一部自粛）、市及び社会福祉協議会ホームページの随時更新 ▶関係団体：NPO 法人、郵便局、医療機関、介護サービス事業所等 ▶庁内連携：広報秘書課、業務課	
5	民生委員・児童委員の協力による「おたすけ箱」の設置	長寿福祉課 地域包括支援センター
	・民生委員・児童委員の協力のもと、75 歳以上の一人暮らし及び高齢者世帯等を対象に「おたすけ箱」を配布するとともに、設置案内や情報更新を行います。定期的に消防署と連携し、現状の活用状況の確認を行い、民生委員・児童委員と連携して利用状況等の確認・改善を図ります。 ▶参考実績：おたすけ箱設置数（令和 2 年度時点 登録者数 1,644 件） ▶関係団体：社会福祉協議会、民生委員・児童委員、消防署、警察署	
6	障がい者総合相談窓口・障がい者相談員による相談活動の充実	社会福祉課
	・障がい者相談員の周知を図るとともに、相談件数の増加に対して委託事業所の追加や既存事業所の受け入れ態勢の充実等について、各事業所と相談しながら行います。 ・いなべ市障がい者自立支援協議会の相談支援部会を月 1 回開催し、情報交換や課題の共有及び対策の検討等を行います。 ▶参考実績：障害者相談員（身体・聴覚・視覚・知的）4 人を任命、基幹相談支援センター 1 か所設置、一般相談委託事業所を令和 2 年 1 か所追加（計 4 か所設置） ▶関係団体：障害福祉サービス事業所	
7	いなべ市障がい者自立支援協議会の相談支援部会開催による情報交換、課題等の共有	社会福祉課
	・いなべ市障がい者自立支援協議会の相談支援部会において、地域の社会資源の連携体制を構築するとともに、地域生活支援拠点等が必要な地域の体制づくり機能について検討を行います。 ▶参考実績：いなべ市障がい者自立支援協議会 相談支援部会 毎月 1 回開催 ▶関係団体：障害福祉サービス事業所	

NO	取り組みの内容	担当課
8	妊娠から就労まで途切れのない関係機関の連携による支援	発達支援課 健康推進課 保育課 児童福祉課 社会福祉課 学校教育課 家庭児童相談室
	・チャイルドサポート事業における各課、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所等との更なる連携強化を図り、要支援児童生徒の健全な発達を支援します。また、就労支援事業所との連携体制を強化し就労へとつながる仕組みづくりに取り組みます。 ・妊産婦及び乳幼児並びにその保護者を対象に、妊娠期から子育て期に渡り、母子保健施策と子育て支援施策を提供する子育て世代包括支援センターと、いなべ市内のすべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、その福祉に関し必要な支援を行う子ども家庭総合支援拠点が連携し、一体的な支援を実施します。 ▶参考実績：チャイルドサポート担当者会議（2か月に1回開催）、「ぶれ mama セミナー」・健康講座実施（子育て支援センター）、子育て支援関係機関会議（3か月に1回開催） ▶関係団体：巡回支援専門員（社会福祉協議会）、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所、そういん、NPO 法人、若者サポートステーション、社会福祉協議会、保育園、小学校、中学校、高等学校 ▶庁内連携：広報秘書課、教育委員会、健康こども部、福祉部	
9	LGBT 相談の実施及び支援体制の充実	人権福祉課
	・LGBT 相談を継続して実施するとともに、家族支援や当事者同士の集いの場の開催等、支援体制を拡充するとともに、県のパートナーシップ制度の利用範囲を拡大していきます。また、今後も様々な手法で LGBT 相談の広報を行い、認知度の向上を図ります。 ▶参考実績：令和2年6月「いなべ市性の多様性を認め合う社会を実現するための条例」制定、令和2年7月より月1回 LGBT 相談を実施（令和2年度の相談件数は18件） ▶関係団体：三重県 ▶庁内連携：教育委員会、職員課	
10	重層的支援体制の整備	社会福祉課 長寿福祉課
	・様々な福祉ニーズや福祉課題に対し、多様な支援主体が連携した包括的な支援体制を構築するため、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第106条の3に基づく、重層的支援体制を整備します。 ・重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、重層的支援会議、支援会議の整備及び多機関協働事業を実施します。また、相談者の属性、世代、内容に即した支援プランを作成し、効果的な支援事業へつなげます。 ▶関係団体：地域包括支援センター、民生委員・児童委員、子育て支援センター、くらしサポートセンター等 ▶庁内連携：発達支援課、健康推進課、保育課、児童福祉課、学校教育課、家庭児童相談室	

《社会福祉協議会の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	障がい者等の総合的な相談窓口の充実	介護支援課
	・障がいのある人や家族、地域住民等に対して、相談窓口の存在や役割、意味を周知するため、SNS や広報・チラシ等を有効に活用して相談窓口の PR を行い、身近な相談窓口として利用できる環境をつくれます。 ▶関連する取り組み：各種障害福祉サービスの提供・充実、障害者手帳を所持していないが障がいがあると思われる人への支援 ▶関係団体：自立支援協議会相談支援部会	
2	ふくし総合相談窓口の充実	地域生活支援課
	・住民ニーズに応じた、多世代多問題世帯の相談支援に対応できるよう、職員のスキルアップ研修を行うとともに、行政機関や他機関との連携回数を増やし、関係の強化を図ります。 ・ふくし総合相談窓口の周知活動を継続実施することで、相談窓口の認知向上を促進します。 ▶参考実績：令和元年5月の市役所移転にともない、「ふくし総合相談窓口」として事業開始、社協だよりでの周知、市役所窓口到大看板設置 ▶関連する取り組み：世代や属性を問わない相談対応、介護保険サービス、高齢者福祉サービスや他制度の情報提供及び相談対応、相談内容に応じた各専門機関へ適切につなぐ支援 ▶関係団体：各相談支援機関	
3	民生委員・児童委員とのパートナーシップ（協働）	地域福祉課
	・民生委員・児童委員における、2期目の継続（定着）率向上に向けた検討の機会を設け、民生委員・児童委員とのパートナーシップ（協働）の環境づくり（相談支援体制の整備）を図ります。 ▶関係団体：いなべ市民生委員児童委員協議会連合会	

(5) 防犯・防災体制の構築

《現状・課題》

近年は、予測が難しい大規模災害の発生が増加しているため、防災に関する啓発や効果的な情報発信、地域ごとの自主防災活動や関係団体との連携体制等の一層の強化が求められています。

高齢者等を狙う悪質な消費者被害をはじめとする様々な犯罪から地域住民を守るため、関係機関や専門機関と連携した防犯体制の強化が必要となっています。

《行政の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	多様な情報媒体による防災情報の提供や啓発	防災課
	・ 様々な情報媒体を活用して、誰もが気軽に防災を学ぶ場を提供するとともに、コミュニティ FM において、新しい防災情報を発信していきます。 ▶ 参考実績：情報誌 Link に防災情報を掲載、市ホームページに避難所、防災の備えについての啓発情報を掲載、コミュニティ FM で防災情報・防災の特別番組を放送、防災ガイドブック改定、防災ガイドブックの説明動画を配信 ▶ 関係団体：コミュニティ FM ▶ 庁内連携：広報秘書課	
2	防災に関する講演会の開催	防災課
	・ 南海トラフ地震の発生が危惧されている中、女性消防団を活用した女性の視点からの防災等、地域への啓発を積極的に行っていくとともに、赤ちゃん防災講座を通じて、子育て世代にも啓発を行っていきます。 ▶ 参考実績：自治会への講演活動、小中学校・高校・民間企業・子育て支援センター等への防災啓発活動、赤ちゃん防災講座の実施 ▶ 関係団体：自治会、老人クラブ、学校 ▶ 庁内連携：全課	
3	防災訓練の指導や資機材整備補助の強化による自主防災組織の支援	防災課
	・ 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、自治会が実施する訓練等が減少する中、地域の防災力向上のための啓発を継続するとともに、避難行動要支援者対策についても積極的に推進します。 ▶ 参考実績：自主防災組織の支援（防災訓練の指導、資機材整備補助等） ▶ 関係団体：自治会 ▶ 庁内連携：福祉部	
4	多様な媒体による悪質な訪問販売や振り込め詐欺等についての情報提供及び啓発	商工観光課
	・ 相談窓口の周知や啓発活動等を実施するとともに、被害発生時には早急な対応支援を行います。今後も啓発・周知方法を工夫し、より一層の被害減少を図ります。 ▶ 参考実績：警察や他自治体等からの情報提供に基づくメール配信及びホームページ・広報誌での啓発、相談窓口の周知、専門の消費生活相談員の配置（年間約 130 件の相談解決） ▶ 関係団体：老人クラブ、自治会、民生委員・児童委員 ▶ 庁内連携：長寿福祉課、地域包括支援センター	

NO	取り組みの内容	担当課
5	消費者被害の早期発見、早期対応	長寿福祉課 地域包括支援センター
	・消費者被害について、民生委員・児童委員の定例会を通じて呼びかけを行うとともに、被害があった場合には相談してもらうよう周知し、問題解決後も各連携機関と情報共有し、被害の拡大を防止します。 ▶参考実績：民生委員・児童委員への定期的な情報発信による地域住民の意識啓発、包括通信等を通じた被害防止案内（問題発生時の相談場所・支援者への相談窓口の案内） ▶関係団体：民生委員・児童委員、相談支援機関、警察署 ▶庁内連携：商工観光課、長寿福祉課	
6	消費者被害を防止するための相談窓口等の周知	長寿福祉課 地域包括支援センター
	・高齢者の増加にともない、消費者被害の増加が予想されるため、今後も被害防止のための周知活動を継続するとともに、見守り体制の構築と支え合い活動の強化を図ります。 ▶参考実績：包括通信等を通じた被害に関する相談の案内 ▶関係団体：民生委員・児童委員、相談支援機関、警察署 ▶庁内連携：商工観光課、長寿福祉課	
7	防犯パトロール物品の貸付による自主防犯団体活動の推奨	総務課
	・自主防犯団体の活動を引き続き支援するとともに、高齢化による活動規模縮小の改善策を検討します。また、現在活動を行っていない防犯団体への活動促進を行います。 ▶参考実績：防犯パトロール物品の貸し付けを契機とした地域の防犯力の向上（平成 31 年度 2 団体、令和 2 年度 2 団体） ▶関係団体：自主防犯団体、警察署	

《社会福祉協議会の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	災害ボランティアセンター支援体制の確立	地域福祉課
	・災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協議を行政と実施し、協働型（ボランティア、行政、社会福祉協議会）災害ボランティアセンターの設置及び運営を目指します。また、災害ボランティアセンター設置及び運営に関する訓練を、行政やボランティアと実施します。 ▶参考実績：令和 2 年度いなべ市との協定締結、災害ボランティアセンターの運営（2 か月に 1 回の定例会で、災害ボランティアコーディネーターとの協議や確認を実施）、災害ボランティアセンターで使用する備品を毎年購入（令和 2 年度は、コロナウイルス感染症対策に関する備品も購入） ▶関連する取り組み：災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催・登録、災害ボランティアコーディネーターの定期的な訓練と有事に備えた物品の調達 ▶関係団体：防災課、いなべ市ボランティア連絡協議会	

3. 安心して生活できる環境づくり

(1) 健康づくりの推進

《現状・課題》

高齢化や生活習慣病等の増加にともない、医療費や介護保険料が上昇する中、関係機関と連携した健康づくりにより、生活習慣病の予防に取り組む必要があります。

また、専門家等との連携により、市民が自らの健康を増進し、環境づくりの支援、地域で生きがいとなる「幸せの生活の場」を構築するためのより一層の支援が必要です。

《行政の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	市民が自らの健康を増進し、環境づくりの支援、地域で生きがいとなる「幸せの生活の場」の継続的な展開	健康推進課 長寿福祉課
	・市民が自らの健康を増進し、環境づくりの支援、地域で生きがいとなる「幸せの生活の場」を今後も継続的に展開していきます。また、運動だけでなく、健康づくりやフレイル予防の啓発等も行う場として充実させるとともに、働き盛りの中年層が積極的に参加できるよう、実施時間や内容、オンラインでのイベント・教室についても検討します。 ▶参考実績：地域のリーダーコース（平成31年度84か所、リーダー数900人、7,617回開催、参加者数52,349人、令和2年度84か所、リーダー数900人、5,110回開催、参加者数38,770人 ※新型コロナウイルス感染症対策のため規模を縮小して実施）	
2	食生活改善推進協議会と連携した食生活改善事業の推進	健康推進課
	・食生活改善協議会と定期的に情報交換を行いながら、食生活改善事業の一部を同協議会に委託して実施するとともに、会員の高齢化への対策についても検討します。 ▶参考実績：食生活改善推進協議会に健康づくり事業のうち食生活改善事業の一部を委託し実施（平成31年度 伝達講習27回、参加者491名、令和2年度 伝達講習9回、参加者100人 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため規模縮小） ▶関係団体：食生活改善推進協議会	
3	メタボリックシンドロームに該当又はその予備軍として判断された人を対象とした予防教室の開催	健康推進課
	・特定健診の結果から HbA1c6.5 以上または HbA1c6.0 以上かつ eGFR59 未満に該当する人に対して「糖尿病を知る集い」を実施します。効果的な取り組みとなるよう、明確な目標（動機付け）を設定します。 ▶参考実績：予防教室の開催（平成31年度 対象者9人に対して6回実施 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止しました） ▶関係団体：食生活改善推進協議会、一般社団法人元気クラブいなべ ▶庁内連携：保険年金課	

NO	取り組みの内容	担当課
4	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができる期間の延伸・QOLの維持向上を図る	健康推進課 長寿福祉課 保険年金課
	・ 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業について、健康推進課、長寿福祉課、保険年金課の3課が、2か月に1回、定期的に集まり、事業についての検討を行います。	
	▶ 関係団体：一般社団法人元気クラブいなべ、社会福祉協議会、暮らしの保健室等	

《社会福祉協議会の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	ふれあいサロンへの出前訪問によるレクリエーションや健康体操等の実施	地域福祉課
	・ 出前講座を活用してふれあいサロン等の集いの場を訪問し、地域の健康づくりを支援します。	
	・ 新型コロナウイルス感染症対策に応じた開催方法や運動の提案を検討し、啓発機会の増加を図ります。また、家庭でも取り組める運動の提案と推奨及び他部署との連携強化により、地域に出向ききっかけをつくります。	
	▶ 参考実績：出前講座（平成31年度50地区（団体）、令和2年度7地区（団体））※新型コロナウイルス感染症対策のため、多くの地域でふれあいサロン等の事業の開催が自粛	

(2) 日常生活への支援

《現状・課題》

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心していきいきとした暮らしを送るために、移動や買い物等についての日常生活の支援が必要です。

また、大きな社会問題となっている自殺対策についても、三重県自殺対策情報センターをはじめとする関係機関との連携を強化し、継続的な対策に取り組む必要があります。

《行政の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	福祉バスの利用促進	交通政策課
	・高齢者や障がいのある人等に利用してもらえるよう、安全な福祉バスを広報等で PR していきます。 ▶参考実績：計画期間中、バス停を 14 か所新設、6 か所移設、平成 31 年度 市役所新庁舎開庁に合わせ「市役所線」の運行を開始、令和 2 年度 本庁舎・主要な駅・大型ショッピングセンター等へアクセスしやすいよう路線全体の運行方法見直し・ダイヤ改正実施	
2	「おもいやり駐車場利用証制度」の周知・啓発	人権福祉課
	・三重県が実施する「おもいやり駐車場利用証制度」の周知に取り組むとともに、申請者が申請しやすい環境の整備を図ります。また、公共施設だけでなく、民間施設にもおもいやり駐車場の設置が広がるよう、理解の促進を図ります。 ▶参考実績：おもいやり駐車場利用証発行数（平成 31 年度 406 件、令和 2 年度 376 件） ▶関係団体：三重県 ▶庁内連携：社会福祉課、介護保険課、健康推進課、都市整備課	
3	「いなべ命の相談電話事業」による電話相談窓口の充実	人権福祉課
	・「いなべ命の相談電話事業」による電話相談窓口を実施します。特に新型コロナウイルス感染症の影響で自殺念慮者の増加が懸念されるため、相談窓口の充実及び人材育成支援の拡大に取り組めます。また、様々な媒体で相談窓口の周知を図るとともに、ゲートキーパー養成講座の受講者確保にも取り組めます。 ▶参考実績：電話相談窓口 令和 2 年度まで週 1 回実施（令和 3 年度から週 3 回実施）、ゲートキーパー養成講座（平成 31 年度実績なし、令和 2 年度 4 回） ▶関係団体：三重県、民生委員・児童委員、人権擁護委員、保護司等 ▶庁内連携：職員課、教育委員会、社会福祉協議会	

《社会福祉協議会の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	要介護者、要援護者、障がい者を対象にした移動手段の確保	介護支援課
	・既存の福祉有償運送事業を含め、新たな移動手段を確保するため、要介護者、要援護者、障がいのある人等を対象にした手軽に利用できる移動手段を検討します。 ▶参考実績：令和2年度 移動手段ニーズを把握するアンケート調査実施、課題解決のための検討会開催 ▶関連する取り組み：各種介護保険サービス及び高齢者福祉サービスの提供・充実、各種障害福祉サービスの提供・充実 ▶関係団体：民生委員・児童委員・自治会、医療機関、ボランティア等	
2	ひきこもり等に関する支援の推進（住民啓発、相談支援、集いの場の実施等）	地域生活支援課
	・ひきこもりの人とその家族の支援を行う拠点の設置と運営を行うとともに、地域住民への啓発や相談支援、集いの場の実施等に取り組めます。 ▶参考実績：毎月1回（第1土曜日）にひきこもり等に関する集いの場「まかろん」を実施（2月時点 参加者延べ人数108人）、集いの場「まかろん」にて年4回の臨床心理士による相談を実施、令和3年4月 常設型の「いなべ市ひきこもり支援センター」開設 ▶関連する取り組み：就労支援・生活支援を行う関係機関との連携 ▶関係団体：民生委員・児童委員、自治会、医療機関、ボランティア、市民支援団体等	
3	認知症高齢者に向けた支援の充実	地域生活支援課
	・地域の基盤となる「集い相談できる場所（コミュニティカフェ）」の増加を図る中で、地域住民主体のふれあいサロン等の集いの場にその取り組みを派生させる取り組みを推進します。 ▶参考実績：地域住民主体の『集い相談できる場所（コミュニティカフェ）』の開催 ▶関連する取り組み：ふれあいサロン等での出前講座や認知症サポーター養成講座等の開催	
4	送迎活動の環境づくり	地域福祉課
	・送迎活動の実施に向けた検討や各町の第1.5層協議体参加者の希望者に対する学習の場を開催し、送迎活動を実施できる環境を目指します。 ▶関連する取り組み：要介護者、要援護者、障がいのある人を対象にした移動手段の確保 ▶関係団体：第1.5層協議体	

(3) 福祉サービスの充実

《現状・課題》

高齢者や障がいのある人、子どもや子育て世帯、その他特別な支援を必要とする人等に対応し、福祉サービスの増加と多様化が進んでいます。こうした状況に十分に対応するため、サービスの質の向上や途切れのない支援を行うための保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関の連携強化が求められています。

《行政の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	生活支援コーディネーターの配置	長寿福祉課
	・地域の身近な相談役である民生委員・児童委員や地域での見守り活動を行う福祉委員会及び地域課題の解決に向けて生活支援サービスの創出に取り組む第1.5層協議体に対して、様々な制度や事業の情報発信を行うとともに、地域での困りごとや資源等の情報を共有できるよう、関係者及び関係機関のネットワークを強化します。 ▶参考実績：第1層（市全域）に1人、第2層（自治会単位を基本）に3人の生活支援コーディネーターを配置、地域資源や活動団体の把握の他、関係機関のネットワークの構築、中学校区ごとに協議体を設置し、1.5層に位置づけて地域に必要な生活支援サービス等の検討を実施 ▶関係団体：社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域サポーター、老人クラブ	
2	民生委員・児童委員及びケアマネジャーとの懇談会の実施	長寿福祉課 地域包括支援センター
	・地域の身近な相談役である民生委員・児童委員に対し、様々な制度や事業の情報発信を行うとともに、懇談会等を実施して密な連携を図ります。 ・社会の状況や実情に合わせた内容、形態での実施を検討するとともに、民生委員・児童委員とケアマネジャーの連携が図りやすいよう、顔の見える関係づくりを支援します。 ▶参考実績：4地区合同で年1回の連携研修会を開催（令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、各地区の定例会に主任介護支援専門員が1～2人参加し、勉強会として開催）、毎年1回民生委員・児童委員とケアマネジャーの連携研修を実施（民生委員・児童委員の任期3年に対して年々ステップアップした内容で情報が伝えられるよう計画的に実施）を立て実施（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、各町単位で研修を実施）、平成29年度～令和2年度参加者数：486人 ▶関係団体：民生委員・児童委員、主任児童委員、介護サービス事業所、社会福祉協議会	
3	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実	長寿福祉課 地域包括支援センター
	・効果的な介護予防事業の推進に向けた内容の充実とともに、多様な主体による事業の受け皿や担い手の体制整備を図り、効果の高い総合事業サービスメニューを提供します。 ▶参考実績：介護予防個別ケア会議 月3回開催（タイプAを月2回、タイプBを月1回）、個別ケア会議実施数 タイプA（平成31年度23回115件、令和2年度24回108件）、タイプB（平成31年度18回57件、令和2年度16回42件）、平成31年度に総合事業の調整役を担うケアマネジャーに対し、居宅介護支援事業所連絡会からの依頼を受けて、介護予防ケアマネジメントの手法について研修会実施（1回） ▶関係団体：社会福祉協議会、介護サービス事業所・総合事業実施事業者、医療機関 ▶庁内連携：介護保険課	

NO	取り組みの内容	担当課
4	ケアマネジャーを対象としたケアマネジメント支援の充実	長寿福祉課 地域包括支援センター
	・ 市民に対して質の高い介護サービスが提供できるよう、ケアマネジャーを対象としたケアマネジメント支援会議を継続して開催し、居宅介護支援事業所、居宅介護支援事業所連絡会と連携して、事例検討や研修を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの質の向上を図ります。 ▶参考実績：ケアマネジメント研修参加者（平成 31 年度 72 名、令和 2 年度 27 名）、主任介護支援専門員向け研修・勉強会参加者（平成 31 年度 37 名、令和 2 年度 40 名）※新型コロナウイルス感染症対策として令和 2 年度からは、会場・WEB を併用して開催 ▶関係団体：介護サービス事業所、居宅介護支援事業所連絡会	
5	障がい者の介護者における高齢化や親亡き後の支援の充実	社会福祉課
	・ 障がいのある人の支援者の高齢化による親亡き後の支援の必要性が高まっているため、短期入所や共同生活援助の開設を推進し、親亡き後の支援の充実を図ります。 ▶関係団体：いなべ市障がい者自立支援協議会、障害福祉サービス事業所	
6	地域ボランティアの発掘及び子育て応援団が主体となって地域で開催する「あそびの会」の推進	児童福祉課
	・ 地域の中で安心して子育てができるよう、地域の人と人をつなぐ、「あそびの会」の開催を推進し、地域の子育て支援力の向上を図ります。また、「あそびの会」を支援する新規の地域のボランティアの発掘を行います。 ▶参考実績：月に 1 回または 2 ヶ月に 1 回「あそびの会」を開催（民生委員・児童委員や地域のボランティア等が中心となり、地域住民と子育て家庭の交流を実施 ※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策により中止しました） ▶関係団体：ボランティア、民生委員・児童委員	
7	子育ての様々なニーズに対応するための環境づくりの実施	児童福祉課 保育課
	・ 地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、ひとり親家庭等の支援等、子育て世帯のニーズへの対応した支援を行います。外国籍の家庭や多胎児の家庭等、支援を希望する家庭や希望する支援も多様化しているため、今後の支援策について検討を行います。 ・ 保護者が安心して保育園に子どもを預けられるよう保育内容の充実を図ります。 ・ ラジオ番組を利用して「おうち子育て」の応援を行います。 ▶参考実績：ファミリーサポート事業会員数（平成 31 年度 456 人、743 回、令和 2 年度 418 人 383 回）、いなべ FM で赤ちゃんを抱える保護者の不安に応えられるような内容を放送 ▶関係団体：NPO 法人、いなべ FM	
8	特別支援保育コーディネーターを中心とした、特別支援保育の推進	発達支援課 保育課
	・ 一人ひとりの子どもの人権を大切に、自主性や主体性を育む保育の中で、全ての子どもが認められ、落ち着いた雰囲気の中で育ち合えるよう、保育内容の充実を図ります。また、児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業の利用の増加を踏まえ、関係者間で支援計画を共有し、園での個別の指導計画に基づいた支援の充実を図ります。 ▶参考実績：特別支援保育コーディネーター会 年間 4 回開催（会の中で特別支援保育に関する学習会を実施） ▶関係団体：巡回支援専門員（社会福祉協議会）、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所	

NO	取り組みの内容	担当課
9	個別の相談支援ファイル「ハピネスファイル」の利用者拡大及び活用	発達支援課
	・就労までの途切れない支援を目指した、ハピネスファイルの活用を推進します。 ・ハピネスファイルが関係機関との連携ツールとして活用されるよう、具体的な活用事例の紹介等を行うとともに、利用が定着しつつある市内保育園及び小中学校に加え、関係機関や高等教育機関へのハピネスファイルの浸透を図ります。 ▶参考実績：平成 24 年度末（利用開始時）利用者 104 人に対して、平成 31 年度末利用者 361 人（特別支援学級在籍児童生徒の 98.7%）、令和 2 年度末利用者 401 人（特別支援学級在籍児童生徒の 98.3%利用）。令和 2 年度に学齢期・就労期の 2 冊構成から就労までを見据えた 1 冊構成として様式を改訂。 ▶関係団体：巡回支援専門員（社会福祉協議会）、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所 ▶庁内連携：社会福祉課、保育課、学校教育課	
10	保育園・小中学校間の支援内容の途切れない引継ぎなど、福祉・教育部門の連携強化	発達支援課
	・保育園・小中学校及び高等学校の間で、支援を必要とする子どもの支援内容について途切れない引継ぎを行う等、福祉と教育部門の連携強化を図ります。 ▶参考実績：保育園、小中学校、高等学校間の支援内容の引継ぎとして、市内全小中学校（15 校）を対象に小 1 訪問、小 6 訪問、中 1 訪問を、支援対象生徒の進学先の高校（平成 31 年度 5 校、令和 2 年度 2 校）を対象に高校訪問を実施。保育園、学校とのコンサルテーション（平成 31 年度 65 ケース、令和 2 年度 93 ケース）を実施。保育園、学校の巡回研修事業（平成 31 年度 151 回、令和 2 年度 151 回）を実施。 ▶関係団体：巡回支援専門員（社会福祉協議会）、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所 ▶庁内連携：保育課、学校教育課	
11	子育て家庭とのつながりを深めるため、ブックスタート事業、ブック・Re スタート事業等の開催	児童福祉課
	・子育て中の保護者の孤立化を防ぐために、市内 5 か所の子育て支援センターでブックスタート事業及びブック・Re スタート事業実施し、絵本の読み聞かせを通じて親子のふれあいの時間や職員や地域の応援団との交流の機会をつくります。 ▶参考実績：ブックスタート（平成 31 年度 263 人、令和 2 年度 260 人）、ブック・Re スタート（平成 31 年度 255 人、令和 2 年度 286 人） ▶関係団体：民生委員・児童委員、地域の応援団	
12	指定特定相談支援事業所等の相談支援専門員によるケアマネジメント支援体制の充実	社会福祉課
	・自立支援を目的として、利用者それぞれのニーズにあったケアマネジメント支援の充実に取り組むとともに、事業所の新規参入を促進し、体制の拡充を図ります。 ▶参考実績：令和元年 8 月に 1 事業所を新規指定（現在市内で 4 事業所） ▶関係団体：障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所	
13	いなべ市障がい者自立支援協議会の運営・推進	社会福祉課
	・いなべ市障がい者自立支援協議会の運営を通じて、継続して地域の障がい福祉に関する課題解決に向けた検討や取り組みの実施を図ります。 ▶参考実績：毎年概ね年 6 回会議開催、年 1 回災害弱者に係る啓発事業実施 ▶関係団体：障害福祉サービス事業所	

NO	取り組みの内容	担当課
14	障がい者の日常生活の自立支援	社会福祉課
	・視覚障がい者や知的障がい者等に対する生活訓練事業を継続して実施するとともに、今後、国が進める「重層的支援」の実現に向け、「地域活動支援センター」の設置を推進します。 ▶参考実績：令和3年2月に自立訓練（生活訓練）の1事業所が開所 ▶関係団体：障害福祉サービス事業所	

《社会福祉協議会の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	介護予防の意識付け	地域福祉課
	・介護予防の啓発を実施し、地域住民の意識向上を図ります。 ▶参考実績：介護予防の啓発 出張型（平成31年7地区（団体）、令和2年度9地区（団体）を実施、セミナー（令和2年度9回実施※全12回を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策のため3回を中止しました） ▶関連する取り組み：市民全体に向けた介護予防啓発事業の実施 ▶関係団体：暮らしの保健室、一般社団法人元気クラブいなべ	
2	社協運営事業所による新たな介護人材の育成と定着支援	介護支援課
	・介護人材不足の現状に対応し、新たな介護人材の育成や定着支援を実施します。介護職の人材不足及び定着困難の理由を把握するため、他事業所と情報交換を行いながら課題等を共有し、介護職の大切さややりがいについて情報発信します。 ▶関連する取り組み：各種介護保険サービス及び高齢者福祉サービスの提供・充実 ▶関係団体：他事業所、学校、三重県介護福祉士会、三重県社会福祉協議会	
3	地域活動支援センター事業の運営	障がい支援課
	・障がいのある人を対象として、創作的活動、生産活動に加え、日常生活を送るうえで必要となる洗濯・掃除・整容、買い物の仕方やマナーなど社会参加を促進する機会をつくることで、支援などがあれば、できる限り自立し、安心して暮らせるようにすることを目指します。 ▶関連する取り組み：各種障害福祉サービスの提供・充実 ▶関係団体：社会福祉課、障害福祉サービス事業所、相談支援専門員	
4	保育サービスの充実	こども支援課
	・人口減少が進む中、保護者アンケートによる保育ニーズの把握や保育園の様子等の情報発信等を通じて、0・1歳児保育をはじめとする保育サービスの充実を図り、選ばれる保育園を目指します。また、三里保育園の新築・増築・改築について検討します。 ▶参考実績：保育園全体の入所率 令和2年度 99%（目標 95%）（石榑保育園 101%、三里保育園 120%、丹生川保育園 70%、山郷保育園 108%、員弁西保育園 95.5%）	

4. 誰ひとり取り残さないまちづくり

(1) 権利擁護の推進

《現状・課題》

高齢者や障がいのある人、子ども等への虐待やDV、いじめ、子育て家庭の孤立化等が社会問題となっています。全ての人の人格と個性が尊重され、その人らしい暮らしを送ることができる地域づくりを行うために、関係機関の連携や地域のつながりづくりによる早期発見・早期対応とそれぞれのケースに応じた適切な支援の提供が求められています。

《行政の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	高齢者の権利擁護を目的とした被虐待者への支援及び虐待者へのアフターケアの実施	長寿福祉課 地域包括支援センター
	・虐待は時間を選ばないため、基本的な対応を関係者間で共有し、被虐待者への適切な支援を行うとともに、虐待者への支援を通じて再発の防止を図ります。また、必要に応じて警察署や医療機関、生活困窮自立支援センターやひきこもり支援センターと連携し、世帯として支援を行います。 ▶参考実績：一時避難及び安全確保策として養護老人ホーム等への短期入所（ショートステイ）事業を実施、虐待者に対する再発防止策の実施 ▶関係団体：短期入所先となる養護老人ホームや特別養護老人ホーム、介護サービス事業所等、警察署、保健所、医療機関等 ▶庁内連携：社会福祉課、家庭児童相談室等	
2	もの忘れ初期集中支援チームによる認知症の早期発見・早期対応の実施	長寿福祉課 地域包括支援センター
	・認知症初期集中支援チームが認知症の疑いのある人の訪問を行い、チーム員会議を通じて対応策を検討します。 ▶参考実績：「もの忘れ初期集中支援チーム」によるアウトリーチの実施（平成31年度支援回数137回、令和2年度支援回数181回）、チーム会議（1回/月）にて認知症サポート医や認知症地域支援推進員との検討実施（平成31年度支援検討件数41件、モニタリング10件、その他相談8件、令和2年度支援検討件数59件、モニタリング10件、その他相談2件） ▶関係団体：医療機関、介護サービス事業所、相談支援事業所、社会福祉協議会等 ▶庁内連携：生涯学習課	
3	緊急ケースの発生時におけるコア会議の開催	長寿福祉課 地域包括支援センター
	・緊急ケース発生時には、48時間（可能な限り24時間）以内に早期の対応を実施するとともに、必要に応じて警察署等の関係機関と連携し、組織的に対応します。 ▶参考実績：虐待通報時には速やかにコアメンバー会議を開催（緊急度の判断や支援方法等の決定） ▶関係団体：社会福祉協議会、介護サービス事業所、警察署、保健所、医療機関等 ▶庁内連携：社会福祉課、家庭児童相談室等	

NO	取り組みの内容	担当課
4	認知症高齢者等 SOS ネットワークの事前登録の推進	長寿福祉課 地域包括支援センター
	・事業を必要とする対象者や家族、関係者への周知を通じて、認知症高齢者等 SOS ネットワークの事前登録を推進します。また、登録から長年が経過している新聞店等の訪問系の協力団体に対して改めて事業の周知を行い、地域の見守り体制を強化します。 ▶参考実績：平成 31 年度に事業人を「認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業」に変更、平成 31 年度 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業に「QR コードワッペン」及び「個人賠償責任保険」を追加（令和 2 年 6 月現在 登録者 57 人）、平成 31 年度に全登録者、全協力団体の見直しを実施 ▶関係団体：社会福祉協議会、認知症高齢者等 SOS ネットワーク協力団体、警察署 ▶庁内連携：防災課	
5	処遇困難ケースに関する専門性を活かした適切な処遇方針の樹立に向けた検討の実施	長寿福祉課 地域包括支援センター
	・支援が困難な事例を抱える介護支援専門員に対して、多機関協働による地域支援ケース会議を開催します。多世代、多問題世帯の課題解決に向けて個別事例から課題を分析し、ネットワークの構築や社会資源の発掘及び方針の検討を実施します。 ▶参考実績：地域支援ケース会議の開催（平成 31 年度 16 件、令和 2 年度 26 件） ▶関係団体：社会福祉協議会、ケアマネジャー、介護サービス事業所、保健所、NPO 法人、民生委員・児童委員 ▶庁内連携：介護保険課、社会福祉課、家庭児童相談室等	
6	虐待や DV 相談を含めた相談体制の充実	家庭児童相談室
	・いなべ市要保護児童等対策地域協議会の代表者会議を毎年 1 回開催し、児童及び家庭の支援対策全般について協議を行い、この結果を踏まえて社会環境の変化に対応した運営を行います。 ・家庭児童相談室の業務を周知するため、いなべ市 HP への掲載、パンフレットの作成配布を行います。また、市内の子育て支援センター・保育園・小中学校及び要支援児童が通う市外の各所属機関に対して「いなべ市要保護児童等対策地域協議会」の周知を行います。要支援児童が通う各所属機関へ定期報告の依頼を行い、継続的な情報共有を図ります。 ▶参考実績：いなべ市要保護児童等対策地域協議会の代表者会議を毎年 1 回開催 ▶関係団体：三重県北勢児童相談所、三重県女性相談所、津地方法務局桑名支局、いなべ医師会、桑名歯科医師会、警察署、校長会、園長会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、員弁地区人権擁護委員連絡会、メシエいなべ、NPO 法人、障がい者総合相談支援センター ▶庁内連携：福祉部、健康こども部、教育委員会	

NO	取り組みの内容	担当課
7	夜間や休日対応にも備えた緊急連絡体制の構築	家庭児童相談室
	・情報誌 Link を活用した啓発を継続して実施するとともに、いなべ市要保護児童等対策地域協議会との緊急連絡体制を維持します。また、24 時間対応の児童相談所虐待対応ダイヤル「189」についての啓発を行います。	
	▶参考実績：毎年 11 月の児童虐待防止推進月間に、情報誌 Link に啓発記事を掲載、要対協との緊急連絡体制を構築（夜間休日対応） ▶関係団体：三重県北勢児童相談所、三重県女性相談所、警察署 ▶庁内連携：福祉部、健康こども部、教育委員会	
8	育児不安など早期支援が必要な対象者のスクリーニング実施	健康推進課
	・今後も妊娠届受理時の保健師による面接を丁寧に実施し、支援が必要な妊婦を早期に把握するとともに、状況に応じてリスクアセスメントシートを記入し、特定妊婦に該当する場合は早期に家庭児童相談室、医療機関に情報提供し、産前から積極的に関わります。	
	▶関係団体：子育て支援センター、県内医療機関 ▶庁内連携：家庭児童相談室、児童福祉課	
9	人権擁護委員による人権相談の実施	人権福祉課
	・人権擁護委員による人権相談を実施します。相談件数が少ないのが現状ですが、相談場所を確保することは重要であり、周知が進むように様々な媒体で広報しながら、今後も継続して実施していきます。	
	▶参考実績：毎月 1 回、旧町単位で開催場所を巡回して実施（平成 31 年度 12 回、令和 2 年度 11 回） ▶関係団体：人権擁護委員、社会福祉協議会	

《社会福祉協議会の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	日常生活自立支援事業の推進	地域生活支援課
	・福祉サービスについて適切に判断することに不安のある、認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等を対象に、生活支援員が福祉サービスの利用手続きや書類管理等を援助する日常生活自立支援事業について、地域住民にとっての身近な相談窓口となる環境をつくるとともに、社協だよりに事業内容を掲載し、広く市民に事業に関する相談窓口を PR します。	
	▶参考実績：令和 2 年度「社協だより」に日常生活自立支援の事業概要と相談窓口の連絡先を掲載	

(2) 生活困窮者支援の充実

《現状・課題》

近年、生活困窮者や生活困窮となるリスクがある人の増加が社会的な問題となっています。生活困窮者に対する適切な支援を行うとともに、生活保護に至る前の段階で自立相談支援や住居確保給付金の支給等の実施や関連機関の連携強化による自立に向けた相談支援及び就労に向けた準備支援等を実施し、生活困窮者の自立促進を図ることが必要です。

《行政の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	自立相談支援事業の実施	社会福祉課
	- 生活困窮者の相談業務を実施し、相談者へのアセスメントを通じて課題に応じたプランを作成し支援を行います。高齢、障がい、子どもの相談窓口と連携し、重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業として実施していきます。 ▶参考実績：就労準備支援、家計改善支援を含めて一体的に実施し、就労支援、雇用保険等、他法を活用した支援により自立を支援（平成31年度89件、令和2年度398件） ▶関係団体：社会福祉協議会、ハローワーク、医療機関、介護機関、教育、相談支援事業所、小中学校 ※今後は重層的支援に関わる事業運営者との連携を拡大 ▶庁内連携：長寿福祉課、児童福祉課、家庭児童相談室、保険年金課、納税課、教育委員会、健康推進課	
2	住居確保給付金の支給	社会福祉課
	- 離職等で住居を失った人等が就職活動を行えるよう、一定期間において住居の家賃相当額についての支給を行います。新型コロナウイルスの感染拡大時に申請が増えた実績を踏まえ、社会情勢の変化に備えながら事業を継続していきます。 ▶関係団体：社会福祉協議会、ハローワーク	
3	就労準備支援事業の実施	社会福祉課
	- 早期就労が困難な人に、基礎能力を養いながら就労に向けた支援を行い、日常生活における自立や社会的能力の習得に関する自立、一般雇用に向けた就労自立に関する支援を、計画的かつ集中的に実施します。 ▶関係団体：社会福祉協議会、ハローワーク	
4	学習支援事業の実施	社会福祉課
	- 支援が必要な小中学生や高校生に対して、学習支援や生活習慣、居場所づくり、学校中退防止等を行います。従来の方式に加え、オンラインによる支援を検討し、対面できない場合や会場への送迎が困難な生徒への事業参加につなげます。 ▶参考実績：集合型支援延支援回数（平成31年度212回、令和2年度462回）、訪問型支援延支援回数（平成31年度92回、令和2年度232回） ▶関係団体：NPO法人、社会福祉協議会 ▶庁内連携：児童福祉課、家庭児童相談室、教育委員会	

NO	取り組みの内容	担当課
5	家計改善支援事業の実施	社会福祉課
	・金銭管理に課題を抱える世帯は、複合的な課題を抱えていることがあるため、家計状況の「見える化」を図り、家計診断、家計再生プランを策定、家計表の活用等を行い、家計管理能力を高めるための支援を実施します。	
	▶関係団体：社会福祉協議会、法テラス ▶庁内連携：児童福祉課	
6	ひきこもりサポート事業の実施	社会福祉課
	・8050 問題を抱える世帯の将来的な生活困窮を未然に防止するため、ひきこもりの人に対する相談窓口を設置し、本人や家族との面接、電話等による相談を行います。また、他機関への支援の移行や継続支援について、ひきこもり等支援事業と連携しながら実施します。	
	▶関係団体：医療機関、社会福祉協議会、発達支援課	
7	ひきこもり等支援事業の実施	社会福祉課
	・ひきこもり状態の人とその家族に対して相談支援を行い、安心できる居場所を提供するとともに、段階に応じてイベント体験やボランティア体験、就労体験等の社会参加につながる支援を行います。重層的支援体制整備事業における参加支援事業として実施します。	
	▶参考実績：令和3年度より事業開始 ▶関係団体：社会福祉協議会、医療機関 ▶庁内連携：発達支援課、学校教育課、発達支援課	
8	多機関協働事業の実施	社会福祉課
	・単独の支援関係機関では対応が難しい、複雑化・複合化した支援ニーズがある事例の調整を行い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めるとともに、支援プランの策定を行います。また、教育、医療、保健、福祉、雇用等の分野を超えた連携を強化し、切れ目のない支援を行います。	
	▶関係団体：教育、医療、保健、福祉、雇用等関係機関 ▶庁内連携：長寿福祉課、児童福祉課、発達支援課、家庭児童相談室、学校教育課、健康推進課、市民課、保険年金課、納税課	

≪社会福祉協議会の主な取り組み≫

NO	取り組みの内容	担当課
1	地域のネットワーク構築	地域生活支援課
	・地域住民や民生委員・児童委員、行政、関係機関へ事業を周知するとともに、協働による取り組みを通じて相談及び連携件数の増加を図ります。	
	▶参考実績：相談及び連携件数（平成31年度0件(実績なし)、令和2年度11件） ▶関連する取り組み：属性や世代を問わない相談の受け止め、多機関協働、地域住民や民生委員・児童委員、行政、関係機関への周知	

NO	取り組みの内容	担当課
2	就労・社会参加できる場の拡充	地域生活支援課
	・就労及び社会参加の場を拡充することで、就労者数・参加件数の増加を図ります。 ▶参考実績：就労参加件数（平成31年度10件、令和2年度16件）、就労の場（平成31年度新規19社、令和2年度新規5社）、社会参加（平成31年度12か所、令和2年度新規5か所） ▶関連する取り組み：属性や世代を問わない就労支援、既存の社会資源（緊急食糧・物品等支援・就労に向けた支援等）の活用、不足する社会資源の開発・創造（生活困窮者の状態に応じた中間的就労等の就労機会）及び社会参加の創出	
3	食料配付事業（生活困窮者等支援）運営・継続支援	地域福祉課
	・食料提供・配付する団体組織が、共通の理解や協働した取り組みが実施できるよう、情報・意見交換の場を開催する中で、ネットワークの構築を目指します。 ▶関連する取り組み：ボランティアセンターの運営、ボランティア活動の支援の充実、ふくし総合相談窓口の充実、地域のネットワーク構築 ▶関係団体：ボランティア、民間企業、福祉部、健康こども部、一般社団法人グリーンクリエイティブいなべ	
4	地域食堂の開設、運営・継続支援	地域福祉課
	・地域食堂に関する研修や試行的な取り組みを実施する中で、家庭事情等で十分な食事を取ることができない地域住民に対して、継続的に食事提供できる環境を目指します。 ▶関連する取り組み：ボランティアセンターの運営、ボランティア活動の支援の充実、住民同士が協議する場（各町単位）の推進、生活困窮者等への食料配付事業の運営支援と継続実施する仕組みづくりに向けた取り組み ▶関係団体：ボランティア、生活協同組合、民間企業、福祉部、健康こども部、一般社団法人グリーンクリエイティブいなべ	

(3) 成年後見に係る取り組みの推進（いなべ市成年後見制度利用促進計画）

《計画の位置づけ》

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号、以下「成年後見制度利用促進法」といいます）の第 14 条第 1 項に規定される「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村計画）」に位置付けられるものです。

本市では、関連性の高い「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」と一体的に策定し、高齢者や障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度に係る取り組みの継続的かつ体系的な推進を図ります。

《現状・課題》

- ・本市の令和 2 年 10 月時点の総人口は 44,826 人、高齢化率は 27.5%で、今後も上昇が続くと予想され、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年時点では 28.1%となる見込みです。また、高齢者単身世帯も増加傾向が続いており、認知症高齢者の増加や知的・精神障がいのある人の親亡き後の問題等が懸念されています。
- ・現在、社会福祉協議会において権利擁護等に関する支援を行っていますが、今後も支援が必要な身寄りのない高齢者の増加が懸念されており、受け入れ体制の整備や人員及び予算確保等の検討が必要となっています。

《目標》

成年後見制度を必要とする人が制度を適切に利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行います。

《基本方針》

国が示す基本理念に基づきながら、本市の実情に即した成年後見利用促進に取り組み、関係団体や専門家との連携体制を強化するとともに、市民後見人の養成を図ります。

▼国の基本理念

- ①個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活の保障
- ②自己の意思決定支援の重視と自発的意思の尊重
- ③財産管理のみならず、適切な身上の保護

《主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備	長寿福祉課 社会福祉課
	・必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備します。 ・「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築する、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成します。権利擁護支援の地域連携ネットワークについては、長寿福祉課を中心に体制整備を推進します。 ①チーム ・協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。できる限り既存の支援の枠組み（介護保険や障がい福祉のサービス担当者会議等）を活用して編成し、必要に応じて法律・福祉の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画します。 ②協議会 ・後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が協力する体制作りを進める合議体です。中核機関が事務局機能を担います。協議会は、必ずしも一つの会議体である必要はなく、既存の支援の仕組み（地域ケア会議、自立支援協議会、高齢者虐待防止ネットワーク連絡会、権利擁護センター運営委員会等）を活用することができます。それぞれのネットワークの機能を拡充したり、複数の会議体を活用したり、打ち合わせ等を行うことによって「期待される成果」を発揮することができます。ただし、何らかの形で家庭裁判所の関与を求めることが重要です。 ・地域連携ネットワークの中核となる機関として協議会の事務局機能を担います。 ③中核機関 ・専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。既存の取り組みを活用し、社会福祉協議会への委託により運営していきます。 ・中核機関の業務の範囲、運営方針等については、今後、地域ネットワークの関係団体と協議・調整の上、策定します。	

NO	取り組みの内容	担当課
	中核機関の設置及び運営	長寿福祉課 社会福祉課
2	・中核機関を設置し、国が定める各機能を推進するとともに、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門機関や地域の専門職等、幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑な協力体制を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進します。 ①広報機能 ・成年後見制度の利用を促進するため、情報誌 Link や各地域のサロン等の機会を通じて住民向けの講座や勉強会を開催するとともに、関係機関・団体への研修会等を実施し、制度の周知啓発を行います。 ②相談機能 ・ふくし総合相談窓口や地域包括支援センター等の相談窓口において、権利擁護の必要な人の早期発見を図り、関係機関の連携を通じて必要な権利擁護や成年後見制度の適切な利用につなげます。 ③成年後見制度利用促進機能 ・受任者調整（マッチング）等の支援や担い手の育成・活動の促進（市民後見人や法人後見の担い手等の育成・支援）、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行等を通じて、成年後見制度の利用促進を図ります。 ④後見人支援機能 ・市民後見人の養成を図るとともに、日常生活自立支援事業の相談支援員等の地域貢献を含めた市民後見人を検討します。また、必要に応じて、専門機関との連携を実施します。 ▶関係団体：社会福祉協議会	

《社会福祉協議会の主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	成年後見制度に関する連絡、相談窓口の充実 ・地域住民にとって身近な相談窓口となる環境をつくるため、成年後見制度に関する相談窓口として周知・PR します。 ▶関連する取り組み：法人後見支援員の養成等	地域生活支援課

(4) 再犯防止に係る取り組みの推進（いなべ市再犯防止推進計画）

《計画策定の趣旨及び位置づけ》

再犯の背景には、出所後に仕事や住居がなく社会的に孤立し、悪循環に陥る等、複雑な要因があるといわれています。

全国の再犯者率は、平成 28 年に 48.7%（刑法犯検挙者 226,376 人中に占める再犯者 110,306 人）と約半数近くになり、国では、平成 28 年 12 月に「再犯防止推進法」を施行、平成 29 年 12 月には「再犯防止推進計画」策定が策定されました。

また、三重県では平成 30 年の再犯者率は 45.7%（2,210 人中、1,010 人）となっており、令和 2 年 3 月には「三重県再犯防止推進計画」が策定され、再犯防止の取り組みが推進されています。

本市においても、国県の動向を踏まえ、「再犯の防止等の推進に関する法律」第 8 条第 1 項に定める地方再犯防止推進計画を策定します。

いなべ市再犯防止推進計画は、関連性の高い地域福祉計画及び地域福祉活動計画と一体的に策定し、計画の期間や基本理念を一本化した上で、誰ひとり取り残さないまちづくりのために、犯罪をした者等が社会復帰するための仕組みづくりの推進や市民理解の促進を図ります。

《目標》

三重県計画との整合を図り、犯罪や非行をした者を孤立させないために、犯罪や非行をした者に対する「息の長い」支援（起訴猶予者や刑の執行猶予者等を含む）及び犯罪被害者等の心情等への理解促進に取り組めます。

《対象》

対象者は、再犯防止推進法第 2 条第 1 項に基づく犯罪をした者等（刑務所等出所者の他、起訴猶予者、刑の執行猶予者等を含む）とします。

《推進体制》

本計画は、津保護観察所や員弁地区保護司会等の専門機関、更生保護ボランティア等の各種団体をはじめ、関連する公的機関、福祉関係機関・団体、学校関係機関等との連携のもとで推進します。また、地域福祉計画と合わせて庁内関係部局との連携を強化し、計画の推進を図ります。

《主な取り組み》

NO	取り組みの内容	担当課
1	就労・住居の確保等	人権福祉課
	・再犯防止に向けた就職の相談・支援等を行うとともに、民間企業等への雇用に対する理解及び雇用の促進や地方公共団体による保護観察対象者の雇用等を促進します。また、関係機関・団体との連携を強化し就労の確保につなげます。	
	・公営住宅への優先入居による支援や住宅セーフティネット制度の活用促進、更生保護施設に対する援助・協力等を行います。	
	▶関係団体：津保護観察所、員弁地区保護司会	
	▶庁内連携：総務課、商工観光課、社会福祉課、住宅課	

NO	取り組みの内容	担当課
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等	長寿福祉課 社会福祉課 人権福祉課
	・ 犯罪をした高齢者及び障がい者等について、保健医療・福祉サービスが適切に提供されるよう支援するとともに、関係機関・団体との連携を強化します。また、地域福祉計画との一体的な策定を通じて関係部局の連携により効果的な取り組みにつなげます。 ・ 薬物依存に関する治療や支援につなげる取り組みを行うとともに、関係機関との連携を強化します。また、薬物事犯者の家族や民間団体への支援を行うとともに、薬物依存に関する適切な広報・啓発に取り組みます。	
	▶ 関係団体：社会福祉協議会、福祉サービス事業所、県関係団体 ▶ 庁内連携：健康推進課、広報秘書課	
3	学校等と連携した修学支援の実施等	学校教育課
	・ 児童生徒の非行の未然防止等に取り組むとともに、小中学校や高校等と連携し、犯罪をした児童生徒の立ち直り支援を行います。 ・ 学校や地域社会において再び学ぶための支援を行います。	
	▶ 関係団体：小中学校、高校 ▶ 庁内連携：発達支援課、家庭児童相談室	
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等及び犯罪被害者等の心情等への理解促進	人権福祉課
	・ 少年・若年者や女性、発達上の課題を有する犯罪をした者、性犯罪者・ストーカー加害者、暴力団関係者、外国人等、犯罪をした者の特性に応じた効果的な指導及び、犯罪をした者等の家族等に対する支援等を関係機関・団体等と連携して取り組みます。 ・ 犯罪被害者等の心情等を理解するための取り組みを県との連携を通じて実施します。	
	▶ 関係団体：県関係機関、警察署 ▶ 庁内連携：家庭児童相談室、学校教育課、長寿福祉課、社会福祉課、総務課	
5	民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等	人権福祉課
	・ 民間協力者の活動の促進するため、民間ボランティアの確保や民間ボランティアの活動に対する支援の充実を図ります。また、更生保護施設等による再犯防止活動を促進します。 ・ 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進を図るとともに、民間協力者に対する表彰等に取り組み、広報・啓発活動を推進します。	
	▶ 関係団体：社会福祉協議会、員弁地区保護司会、員弁地区更生保護女性会 ▶ 庁内連携：広報秘書課	

◎本計画の数値目標

各基本目標において以下の数値目標を設置し、定期的な評価検証を行います。

▼基本目標1「地域福祉を担うひとづくり」の数値目標

指標	H27 年度	R2 年度	目標値
◎地域福祉への関心度 ・市民アンケートにおいて、福祉に「とても関心がある」「ある程度関心がある」を合わせた割合	76.1%	72.9%	75.0%
◎地域活動の経験 ・市民アンケートにおいて「現在活動している」の割合	33.1%	27.0%	30.0%

▼基本目標2「ふれあい、支え合いの地域・ネットワークづくり」の数値目標

指標	H27 年度	R2 年度	目標値
◎近所付き合いの頻度 ・市民アンケートにおいて、近所づきあいで「常日頃から家族ぐるみの付き合いがある」「困っているとき（病気・悩み・事故など）に相談をしたり、助けあったりする」「一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあう」を合わせた割合	32.2%	27.4%	30.0%
◎民生委員・児童委員から地域包括支援センターへの相談件数（年間延べ） ・第2次いなべ市総合計画成果指標	169 件 ※H26 年度	165 件	170 件

▼基本目標3「安心して生活できる環境づくり」の数値目標

指標	H27 年度	R2 年度	目標値
◎認知症サポーター数（累計） ・第2次いなべ市総合計画成果指標	6,269 人 ※H26 年度	9,209 人	9,300 人
◎ファミリーサポートセンター会員数（累計） ・第2次いなべ市総合計画成果指標	317 人 ※H26 年度	418 人	485 人
◎地域ケア会議開催回数（年間延べ） ・第2次いなべ市総合計画成果指標	30 回 ※H26 年度	38 回	50 回

▼基本目標4「誰ひとり取り残さないづくり」の数値目標

指標	H27 年度	R2 年度	目標値
◎成年後見制度利用促進に関する中核機関の設置	—	—	1 か所
◎生活困窮者自立支援事業における相談件数（年間延べ） ・第2次いなべ市総合計画成果指標	101 件 ※H26 年度	398 件※	98 件

※生活困窮者自立支援事業における令和2年度の相談件数実績値は、新型コロナウイルス感染症対策の影響により大幅に増加となっています。

第5章 計画の推進

1. 多様な主体の協働による計画の推進

住民、地域、事業者、関係団体、行政、社会福祉協議会がそれぞれの分野において主体的に役割を果たすとともに、相互に重層的に連携することにより、地域全体で地域福祉を推進します。

2. 行政と社会福祉協議会の連携強化

地域福祉の推進にあたり、多様な福祉課題に効果的に対応するため、行政内の分野を横断した連携を強化します。

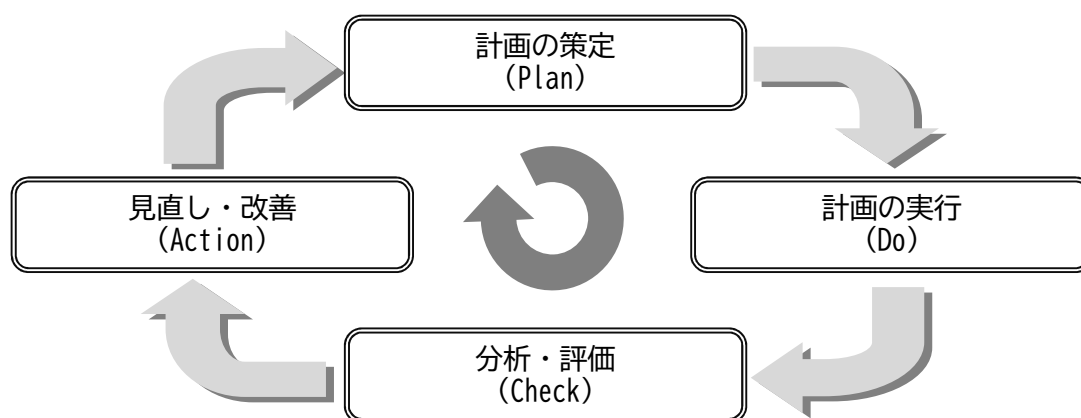
また、社会福祉協議会は、各分野での地域福祉活動における住民参加のプラットフォームとして、本市の地域福祉推進のための大きな役割を担っており、今後も行政と社会福祉協議会との連携をより一層強化し、本市の地域福祉を効果的に推進します。

3. 計画の進捗状況の把握と評価

本計画の進捗管理にあたっては、PDCA サイクル「計画 (Plan)、実行 (Do)、結果分析・評価 (Check) 計画の見直し、改善 (Action)」の視点に基づき実施します。

変化の激しい社会潮流に対応するため、従来よりも「計画 (Plan)」に係る時間を短縮し、定期的な確認を通じて、柔軟に活動内容や仕組の改善を重ね続ける視点を持ち、計画の推進を図ります。

▼PDCA サイクルに基づく計画の推進



4. 持続可能な開発目標（SDGs）の視点

本市は、2020 年度 SDGs 未来都市として選定されており、福祉分野にも好循環をもたらす可能性が期待されています。地域福祉の推進においても SDGs の理念を踏まえつつ、SDGs 未来都市の実現に寄与していきます。

▼持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標の内、特に本計画と関連する主な目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

目標 1：貧困をなくそう 1 貧困をなくそう  あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	目標 3：すべての人に健康と福祉を 3 すべての人に健康と福祉を  あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 8：働きがいも経済成長も 8 働きがいも経済成長も  包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	目標 10：人や国の不平等をなくそう 10 人や国の不平等をなくそう  国内及び各国間の不平等を是正する
目標 11：住み続けられるまちづくりを 11 住み続けられるまちづくりを  包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	目標 17：パートナーシップで目標を達成しよう 17 パートナーシップで目標を達成しよう  持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資料編

1. 策定経過

年月日	内容
令和2年10月28日	第1回 策定ワーキング会議の開催
令和2年11月26日～12月11日	一般市民アンケート調査の実施
令和2年12月2日～12月23日	活動主体者アンケート調査の実施
令和3年3月17日	第2回 策定ワーキング会議の開催
令和3年5月23日	第1回 活動主体者ワークショップの実施
令和3年6月13日	第2回 活動主体者ワークショップの実施
令和3年6月27日	第3回 活動主体者ワークショップの実施
令和3年6月3日	第3回 策定ワーキング会議の開催
令和3年7月21日	第1回 策定委員会の開催
令和3年11月10日	第4回 策定ワーキング会議の開催
令和3年11月18日	第2回 策定委員会の開催
令和3年12月15日～1月17日	パブリックコメントの実施
令和4年1月25日	第5回 策定ワーキング会議の開催
令和4年2月8日	第3回 策定委員会の開催

2. 第4次いなべ市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

No.	氏名	備考	
1	長井 一浩	合同会社 HUGKUMI 代表社員 いなべ市社会福祉協議会 アドバイザー	委員長
2	近藤 忠彦	日本知的障害者福祉協会 副会長 社会福祉法人和順会 理事長	副委員長
3	藤田 朋紀	一般社団法人明慎福祉会 会長	
4	天春 卓也	医療法人北勢会 いなべ市障害者自立支援協議会 副会長	
5	水元 優子	いなべ市ボランティア連絡協議会 会長	
6	杉本 うめ子	(元) 三里保育園 園長 (元) 民生委員児童委員	
7	近藤 つた子	民生委員児童委員 いなべ市老人クラブ連合会 女性代表	
8	瀬古 峰子	いなべにほんご広場 代表 大安地区 1.5 層協議会 副代表	
9	兒玉 光明	生徒指導・特別指導委員、学力向上特別指導員 古田自治会福祉委員会 代表	
10	片山 多賀子	特定非営利活動法人こどもぱれっと 理事長	
11	小川 美穂	いなべ市地域包括支援センター センター長	
12	山口 訓広	三重県社会福祉協議会 総務企画部 総務課長	
13	日紫喜 隆一	いなべ市福祉部 部長（行政代表）	
14	出口 美紀	いなべ市健康こども部 部長（行政代表）	
15	太田 久典	いなべ市社会福祉協議会 事務局長	

（順不同、敬称略）

第4次いなべ市地域福祉計画及びいなべ市地域福祉活動計画

『じぶんごと』『みんなごと』

変化する社会の中でも、安心していきいきと暮らせるまち いなべ

発行編集：いなべ市・いなべ市社会福祉協議会

発行年月：令和4年3月

いなべ市役所 福祉部 人権福祉課

〒511-0498

三重県いなべ市北勢町阿下喜 31 番地

T E L : 0594-86-7815

F A X : 0594-86-7864

いなべ市社会福祉協議会 地域福祉課

〒511-0428

三重県いなべ市北勢町阿下喜 2624 番地 2

T E L : 0594-41-2945

F A X : 0594-41-2949
